

平成19年第3回
美唄市議会定例会会議録
平成19年9月19日（水曜日）
午前10時10分 開議

都市整備部長 加藤 誠 君
市立美唄病院事務局長 三谷 純一 君
消 防 長 佐藤 賢治 君
総務部総務課長 市川 厚記 君
総務部総務課総務係長 村上 孝徳 君

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 一般質問

教育委員会委員長 阿部 稔 君
教育委員会教育長 村上 忠雄 君
教育委員会教育部長 安田 昌彰 君

◎出席議員（15名）

議 長 林 国夫 君
副議長 内馬場 克康 君
1 番 吉 岡 文子 君
2 番 森 川 明 君
3 番 五 十 嵐 聡 君
4 番 高 橋 幹 夫 君
6 番 阿 部 義 一 君
7 番 長谷川 吉春 君
8 番 米 田 良 克 君
9 番 白 木 優 志 君
10番 小 関 勝 教 君
11番 土 井 敏 興 君
12番 本 郷 幸 治 君
13番 紫 藤 政 則 君
15番 谷 村 孝 一 君

選挙管理委員会委員長 熊 野 宗 男 君
選挙管理委員会事務局長 大 道 良 裕 君

農業委員会会長 佐藤 博道 君
農業委員会事務局長 山 崎 一 広 君

監 査 委 員 川 村 英 昭 君
監査事務局長 嵯 峨 和 樹 君

◎事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 井 英 昭 君
次 長 和 田 友 子 君
総 務 係 長 濱 砂 邦 昭 君

午前10時10分 開議

●議長林 国夫君 これより本日の会議を開きます。

●議長林 国夫君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

3 番 五十嵐 聡議員

4 番 高 橋 幹 夫議員

を指名いたします。

◎出席説明員

市 長 桜 井 道 夫 君
副 市 長 佐 藤 昭 雄 君
総 務 部 長 板 東 知 文 君
市 民 部 長 岩 本 良 一 君
保健福祉部長兼福祉事務所長 中 川 直 紀 君
商工交流部長 酒 巻 進 君
農 政 部 長 林 信 孝 君

●議長林 国夫君 次に日程の第2、一般質問に入ります。

発言通告により、順次発言を許します。

15 番谷村孝一議員。

●15 番谷村孝一議員（登壇） 平成 19 年第 3 回定例会にあたり、先に通告した大綱 2 点について市長並びに教育長にお伺いをいたします。

その 1 点目は商工行政で本市の東明工業団地における製造業、いわゆるものづくり産業の実体と基盤についてであります。

先ごろ、道は経済活性化戦略を発表し、2010 年までの 4 年間で重点的に取り組む施策を明示し、特にものづくり産業の牽引となる自動車や電子機器産業の重点業種として苫小牧東部と石狩湾新港を拠点に位置づけ、機能強化を図る方針を打ち出したわけであります。

さて、本市の場合も現在の東明地区に昭和 38 年三井美唄炭鉱の閉山を皮切りに、昭和 48 年には本市の全ての炭鉱が姿を消していく中、石炭産業にかわる産業の開発と産炭地域振興事業団によって国内で初めて造成されたのが東明工業団地であります。さらに第 2 東明 1 工区、第 2 工区を造成し、企業誘致を行い、進出企業第 1 号として昭和 41 年の矢崎化工をはじめ、多くの企業がこの美唄に進出したわけで、文字どおり炭鉱のまち美唄から農耕都市美唄として再出発いたし、40 年の年月を経ていまや本市の経済基盤の重要な位置づけとして、雇用や税そして経済の波及効果の面からも、更なる発展が期待されていると思うわけであります。

そこで伺いいたしますが、特に製造業と言われる企業は現在何社なのか、また雇用数

や税金、税全体の収納額についても教えてください。

さらに現下の時代背景の中にあって厳しい企業努力が強いられていると思われませんが、現在も道や美唄市の企業立地促進条例、いわゆる産業振興条例なるものはあるものの、一定の期間が過ぎると活用できず、なかなか投資や事業拡大につながらず、現状維持か縮小を余儀なくされていますが、事業継続中の企業に対する優遇措置があればお聞かせください。

情報によると、昨年度が取り組んだものづくりを支える北海道の基盤技術企業 100 選が発表されました。本市からも 3 社がこれに入り、頑張っている姿が掲載されており感銘を受けたわけであります。

そこで、本市の重要な位置にある中小企業に対する願いや悩みを行政も共有し、指導・助言が必要と思いますが市長の認識をお伺いいたします。

次に、大綱の 2 点目は環境行政についてであります。

本年 10 月からはじまるごみ有料化に向け市民の中からは不法投棄が大量に発生するのではないかと懸念されています。特に粗大ごみや一般ごみ等に収集金額がかかることから、不法投棄につながるのではないかと考えられますが、これらの対策をどのように講じられるのか市長にお伺いいたします。

2 つ目は、環境問題教育についてであります。

先に述べましたが、ごみ有料化に対して分別収集はごみの減量化、資源ごみのリサイクル化に向け重要であると思います。特にプラ

スチックの生産量は年間 1,388 万トンで内 73%にあたる 1,016 万トンが何らかの形で廃プラとして毎年廃棄されております。

このプラスチックは石油から造られている貴重な高分子材料で、その利用は古くから叫ばれておりますが、廃棄処分されている割合が多く、半分しか有効に再利用されておられません。すなわち残りは埋め立てなど廃棄処分されているのが現状です。

本市においても廃プラスチック等の再資源化の重要性に対する教育が必要ではありませんか。現在教育の現場で限りある資源に対してどのような教育指導等に取り組んでおられるのか、教育長にお伺いいたします。

●議長林 国夫君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 谷村議員の質問にお答えします。

はじめに商工行政について、東明工業団地の製造業についてであります。現在団地内で操業中の製造業の事業所は 25 社で、これらの企業に働く従業員は、正社員は 290 人、パート等の臨時社員が 130 人、あわせて 420 人となっております。課税された市税の額は平成 18 年度で固定資産税及び都市計画税が 5,330 万円、法人市民税が 1,810 万円、あわせて 7,140 万円となっております。

製造業への支援については、助成措置として工場やリサイクル設備等の新設・増設、また工場と用地取得に対する補助金の交付、固定資産税及び都市計画税の免除をしているほか、新たな雇用者があった場合や工業用水の使用料に対して補助金を交付しているところでございます。

次に中小企業に対する現状認識についてで

ありますが、資本金など経営基盤が比較的弱い中小企業は、景気の動向が経営を大きく作用することから、長引く不況の中多くの企業が厳しい経営を強いられているものと認識いたしております。

その中にあっても、一部企業におきましては独自の発想と優れた技術力をもって新製品の開発に取り組み、信頼を得ているところがあります。

市といたしましても、今後も助成措置のほか、中小企業者の金融の円滑化を図るための制度融資や産業構造の高度化・情報化の進展等に対応し得る人材の養成を図るための補助制度等、中小企業の体質向上に向けた施策の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、環境行政について、ごみ有料化後の粗大ごみ等の不法投棄対策についてであります。有料化実施後は不法投棄の増加が懸念されますので、広報紙等での周知の徹底、注意喚起の看板の設置などのほか、不適正排出の防止や不法投棄の監視を行う清掃指導員を配置し、また不法投棄処理をするための衛生班業務員の増員、職員によるパトロールの実施やサンアール推進員と連携したごみステーションの巡回指導など、市民の皆さんや関係機関と連携しながら不法投棄の防止に努めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、町内会組織全体での取り組みなど、市民一人ひとりが不法投棄に取り組む姿勢が大切であることから、市民のモラルの向上などを訴えてまいりたいと考えております。

●議長林 国夫君 教育長。

●教育長村上忠雄君（登壇） 谷村議員のご

質問にお答えいたします。

限りある資源に対する教育指導についてですが、教育委員会といたしましては現在の地球環境やエネルギー等限りある資源について考えるとき、これからの学校教育において基礎的な知識を学んでいくことは大変重要なことであると考えているところであります。

現在、小学校3・4年生の社会科では、自分たちの住んでいる身近な地域について学習することとなっており、本市におきましてもそれらの学習を進めるため、独自に社会科副読本「びばい」を編集しております。その中には、本市のごみの分別収集からリサイクルに至るまでの一連の流れが記載されており、この内容については小学校4年生で扱うこととしております。

この学習の際、理解を深めるためリサイクルセンター等への見学、調査が行われている実態も学校から報告されており、資源の有効活用についての意識付けに配慮した指導が行われているところでございます。

●議長林 国夫君 15 番谷村孝一議員。

●15 番谷村孝一議員 ただいまそれぞれご答弁をいただきましたけれども、自席から2、3点について再質問をさせていただきます。

まず、商工行政についてであります。ただいま市長の答弁の中からはいろいろな施策が発表されていますが、概ね私の理解としては美唄ではじめて企業を立ち上げる、それからそのための施設投資やそういったものに対する施策というのはいま伺ってわかるわけですが、一定の期間この事業を美唄で継続している、現在操業している企業に対しての措

置がいまいちかなと感じたわけです。

一例を申し上げますと、特に今回製造業という限定したものの言い方をしておりますが、中でいわゆる製造業の新しく社員を採用する場合に、どうしても製造業なるがゆえに熟練工が必要になってくる、そういう中で一般社員として迎える場合は別ですけれども、工場内でものを作るということになりますと、ある程度の熟練が必要、そのために一定の期間、関連企業だとかそういうところに派遣をして技術を取得してくる。この間の、その社員に対するいろいろな面でのフォローが、会社だけでやるのが非常に難しいという嘆きも私のところへ聞こえてきております。

したがって、それは1つの一例ですが、現在事業を継続している会社等々に対して今後いろいろな悩みや相談を受け付けて、あるいはアンケート調査等々をやっている企業の悩みというものを行政も知る必要があるだろう、こういう中で今後のその対応についても一度市長認識をお願いしたいと思っております。

それから、環境行政であります。1つ目の不法投棄の問題ですが、確かに広報紙で周知をすとか、監視を行うとか、清掃指導員の配置があるとかというのは、これは当然しなくてはならないことだと思います。しかしこれだけでは、不法投棄とその監視の合間をぬってたちごっこになる可能性がないか、こういう心配が1つあるわけです。

そういうことから、現在各市町村の実態等をマスコミの報道を見る中でも各地域でこの問題に苦慮しているのが現状でないかというふうに思います。

そこで、これら問題解消に向け粗大ごみあるいは一般ごみも含めた条例を整備する必要があるのではないかと思います。市長にお考えをお聞きいたしたいと思います。

次に、いまほど教育長からお答えをいただきました教育現場の取り組みはわかりました。私から府県で廃プラスチック再利用化に向けた取り組みの事例について、お話をしたいと思います。

神奈川県茅ヶ崎小学校では、廃プラスチック油化教育授業モデルとして学校教育へのカリキュラムを導入しております。これは生徒の各家庭で出る1週間あたりの廃プラを回収し、授業カリキュラムで導入した廃プラ油化装置を使い、実際に廃プラから石油を再出できる工程を目で確認してもらい、再資源化の大切さを教えています。

この教育による波及効果として1、プラスチックリサイクルの教育確立。2、資源回収意識の向上。3、廃棄物削減リサイクルの促進。4、次世代への環境浄化運動の普及。5、CO₂削減の効果。6、地球温暖化防止につながる教育効果が図られる。

10月からのごみ有料化がスタートしますが、いま改めて環境に関わる教育を進めるべく廃プラ油化装置を導入し、子どもたちの将来を見据えた教材として教育に活かすべきだと思いますが、改めて教育長に見解をお聞きします。

●議長林 国夫君 市長。

●市長桜井道夫君 谷村議員の質問にお答えします。

はじめに、製造業に対する支援についてありますが、先ほど申し上げましたとおり、

助成措置として美唄市産業振興条例に基づく要件での助成支援や公的研修機関で行う人材養成事業に参加した場合の受講料支援などを行っております。

次に、企業とのコンタクトについてありますが、これまでも毎年実施しております設備動向調査などでの情報収集や、企業訪問で種々お話を聞きしておりますが、今後さらに積極的に企業訪問等に取り組み、情報収集と提供に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、不法投棄禁止条例等の制定についてでございますが、不法投棄の禁止につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定されておりますが、本市におきましても現在検討中の「(仮称) 美しきまちづくり環境条例」を制定することによりまして、不法投棄の未然防止に努めてまいりたいと考えております。

●議長林 国夫君 教育長。

●教育長村上忠雄君 谷村議員のご質問にお答えをいたします。

環境学習についてでございますが、教育委員会といたしましては小学校段階から環境問題に関心を持ち、身近な生活の中で自らができることに積極的に取り組んでいく姿勢を身に付けることは大切でありますことから、学校での環境学習の充実や家庭への理解啓発が必要であると考えております。

ご質問いただきました廃プラスチックの再利用設備につきましては、資源の有効活用やごみの減量化に対する市民の意識、啓発にも有効と考えておりますが、購入にかかる費用等の課題もありますことから、今後関係部局

と協議するなど調査研究してまいりたい、このように考えているところでございます。

ただ、来年は北海道洞爺で環境サミットが開催されます。北海道としては環境の関係では記念年になるものである、このように私も受け止めておりますし、平成14年には美唄の宮島沼がラムサール条約の認定ということで認定された経緯もございます。

こんなことから私としては、来年は市内の各学校でこういった環境を中心とした学習が、総合的な学習の中でより一層取り組まれるように働きかけを行ってまいりたい、そのように考えているところでございます。

●議長林 国夫君 15 番谷村孝一議員。

●15 番谷村孝一議員 あと1点だけ再度教育長にお伺いをいたします。

ただいま答弁をいただきまして、その必要性等々についてはわかりました。しかし、諸般のいろいろな事情の中で調査研究をしたい、こういうことでありますが、前向きに調査研究をするのであれば我が会派に、行ってきたときのCDだとか、パンフレットがすでに用意をされておりますから、何とか1歩でも2歩でも前へ進むように期待をいたしたいと思っております。そのことについて再度ご見解をお聞かせください。

●議長林 国夫君 教育長。

●教育長村上忠雄君 私どもその施設についてはちょっと見たことございませんので、そういったものがあれば一度借りてお見せいただきたい、勉強させていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

●議長林 国夫君 次に移ります。

4 番高橋幹夫議員。

●4 番高橋幹夫議員（登壇） 平成19年第3回定例会にあたり、先に通告させていただきました大綱4点を市長にお伺いさせていただきます。

まず、大綱の1点目は財政改革についてであります。

まず、はじめに現在の新しい地方財政健全化法のもとで、美唄市立病院の事業会計これも含め、全ての会計の収支を連結した連結実質赤字比率、この財政健全化を判断し、その赤字が一定の比率以上であれば再生団体や財政再建団体になることがあるとお伺いしております。平成18年度決算におけるそうした連結収支の赤字はどの程度で、財政規模の何パーセント相当にあたるのかお伺いいたします。

さらに、20%を超えているのであれば、地方財政再建化法のもとで、現行法のもとで財政再建団体となった夕張と同様の扱いを受ける再生団体や早期の健全化を求められる財政健全化団体となってしまうのではないのでしょうか。この点をどのように認識されているのかお伺いいたします。

次に、連結決算における赤字の見通しについてお尋ねいたします。

これから決算特別委員会等で議論されますが、今年度も市立病院の不良債務が増えているとすれば、連結赤字も増えていくのではないかと考えます。行政側の認識をお尋ねいたします。関連して、20年度の連結赤字の見通しはどのように把握しているのか、お聞かせください。

最後に、赤字の解消の方法についてですが、自治体経営基盤の強化を図るために、どのような施策を講じられているのか質問の予定を

させていただいておりましたが、先日の同僚議員の質問の答弁にて、十分に理解できましたので今回は割愛をさせていただきます。

次に、大綱の2点目であります。

中心市街地の活性化についてご質問させていただきます。

まず、はじめに中心市街地活性化に向けた今後の方向性についてであります。中心市街地活性化については先の議会にて同僚議員より地域経済の活性化対策として取り上げ、美唄市としての認識や今後のあり方などを確認しているところでございます。また、昨年9月より中心市街地活性化協議会設立準備委員会を設置した際にも、市幹部職員に参画していただいたことに対して、心より敬意を表するところであります。

さて、この会議は美唄市中心市街地活性化基本計画を策定するために約30回もの準備委員会や小委員会、あるいはワークショップ等の勉強会や会議を行い、実施可能な事業の調査研究を行っている聞き及んでおります。

近隣市町村では岩見沢市、滝川市がすでに認定に向けて協議会を立ち上げるために動きだし、砂川にいたっては全国で類を見ない地方都市として認定を受け大きく注目を浴びているところでございます。

本市としても、財政的に非常に厳しい状況であることは十分に承知しておりますが、地元経済の活性化におけるまちづくりを考えたときに、避けては通れない重要な問題と考え、さらに積極的に取り組む姿勢が望まれると考えられますが、他市町村より大きく遅れをとっている現状をどのように考えているのか、また、今後は企画の提案者である美唄市がど

のようなビジョンをもって推進していくのかお尋ねいたします。

次に、賑わい創出事業、子育て支援、買い物割引制度の対策についてお尋ねいたします。

現在、国では社会経済にさまざまな影響を与える少子化の流れを変え、安心して子どもを産み育てることができるよう、次世代育成支援対策推進法に基づき、社会全体で少子化対策を推進するための子育て環境の総合的な整備及び出産や子育てに関する経済的負担の軽減について必要な措置を講じるよう各自治体に通達し、それを受けて道では平成16年安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを目的に、北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例を制定し、北海道独自の地域における子育て支援策として、せわずき・せわやき隊の組織化を進めているところでございます。

このすきやき隊は各市町村で地域に根ざした活動をしておりますが、子育て支援の輪をさらに社会全体に広げていくために、今年度より道民育児の日、道民家庭の日運動の推進のほか、8項目の具体的な活動を掲げております。

美唄市においては、この中で子育て世帯や子どもを対象とした割引等の設定、サービスの提供などの特典を提供することにより、当該者への優遇とさらには商業者の販売促進につながるものとして、美唄商工会議所を中心として道の保健福祉部参事をお招きし、詳細についての内容説明や提案を受けたと聞き及んでおります。

美唄商工会議所は、本事業の趣旨や商店の販売促進の観点から現行の商品券事業がある

のでこれを活用したシステムづくりはできないかと検討し、全道ではじめての取り組みということもあり、モデル事業として実施できれば美唄の大きなPRにつながるとし、積極的に取り組んでおり、このことは期待も大きいことから道も注目をしているところでございます。国、道、市町村や各企業と一体となった取り組みが求められ、10月からの実施に踏まえて美唄市としての認識をお伺いします。

次に、大綱3点目の食の駅についてお尋ねいたします。

まず、はじめに美唄市食の駅基本構想市民検討委員会の現状についてであります。

食の駅については市民も強く関心を寄せており、賛否については多くの意見を有しているところであります。民意を反映させた市民と一体となった構想を計画するために、美唄市食の駅基本構想市民検討委員会を設置し、協議を進めると伺っております。

そこで、いままで委員会における検討内容や、進捗状況などをお聞かせください。

次に、市民懇談会における市民の反応についてであります。いままで美唄市は食の駅の実現に向けた市民説明を、市民懇談会をはじめさまざまな場面で行ってきたと伺っております。

対応については市民によって行政側との認識の差が温度差として生じ、実現に向けて明確な答えをするのに非常に苦労したものと推測いたします。

原因としては、美唄市の財政状況の問題や計画の不透明さが挙げられると認識しておりますが、今後企画を推進するにあたり市民の考えをどのように受け止め反映させていくの

かお伺いいたします。

次に、地域ICT利活用モデル事業としての関連における今後の計画についてであります。今年度美唄市はやる気のある地方が自由に独自の政策を展開することにより、魅力ある地方に生まれ変われるよう、地方独自のプロジェクトを自ら考え、前向きに取り組む地方自治体に対し、地方交付税等の支援措置を講じる頑張る地方応援プログラムを展開することになりました。

このことは担当部署におけるアイデアと努力によって実現可能になった事業と、高く評価するところでございます。

内容としてはいくつかのプロジェクトより構成され、特に観光振興交流プロジェクトにおいては食を中心とした情報の発信拠点として食の駅が位置づけられておりますが、この事業において食の駅はどのように反映されるのか、また今後はどのような展開が期待できるのかをお伺いいたします。

最後に包括的な今後の方向性についてお尋ねいたしますが、食の駅については進捗状況からしていまなお一層の協議や議論を要すると考えます。

また、財政問題や実施時期などを考慮し、市民の声を反映させながら実現に向けてさらに推進していかなくてはならないと考えますが、市長の考えをお聞かせください。

次に、大綱4点目、社団法人美唄地域人材開発センター運営協会についてお尋ねいたします。

美唄地域障害者雇用支援センター事業の廃止については、前回の議会においてもお伺いした案件ではありますが、市はこの件に対し

雇用支援センターが中心となり、市と社会福祉法人とで協議中という説明もありました。このことを受け、当該施設内においても今後の対応策について模索していると聞き及んでおります。

来年4月からの人材開発センター再編に伴い、当該施設が円滑なスタートをするためにも雇用支援センターや社会福祉法人あるいは国や道の関係機関など、今後の方針についてどのように協議を重ねてきたのかお伺いいたします。

また、その協議を踏まえ実施まで半年余りの期間に障害者自立支援法による就労移行支援事業への移行や、空知圏域に1カ所の設置予定とする障害者就業生活支援センターに橋としての何らかの施策を早急に作成しなければならないと考えますが、具体的な支援策や対応策などはあるのかお伺いし、この場からの質問とさせていただきます。

●議長林 国夫君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 高橋議員の質問にお答えします。

はじめに、財政改革について、財政再建団体を回避するための政策についてであります。夕張市の財政破綻につきましては、炭鉱閉山などに伴う負債の肩代わり、その後の大規模な観光施策の展開、三位一体の改革に伴う地方交付税の大幅な削減のほか、不適切な会計処理などさまざまな要因が挙げられるものと思われませんが、行政運営にあたっては地方分権が進展する中であって適正な財政規模に留意するとともに、市民との情報の共有を徹底し、地域経営の視点をもって自らの責任において自立した行政運営を行うことが重要

であると認識しています。

連結実質赤字比率につきましては、あくまでも現段階における北海道の調査に基づく試算でございますが、平成18年度決算ベースで19.2%と見込んでおります。

今後、早期健全化並びに再生段階の基準等は年内中に政省令で定められる予定であります。市立病院の負債、不良債務の増加など極めて厳しい状況も想定されることから、今後とも連結ベースでの収支改善に全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、中心市街地活性化についてですが、高齢者人口が30%を超える本市にとりまして、まちの機能集積や商業の振興などで中心市街地の活性化を図ることが大変重要であると認識しているところでございます。

このことから、中心市街地活性化協議会設立準備委員会において、市の部長職を委員として参画させ、これまで準備委員会の全体会議や具体的な調査・検討を行う小委員会等の会議をあわせて約30回開催するなど、中心市街地の活性化方策について検討を重ねているところでございます。

いずれにいたしましても、準備委員会が年内を目処に検討結果をまとめることとなっており、市といたしましてはこの結果を踏まえて中心市街地の活性化に向けた方向性づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、賑わい創出事業などの対応についてですが、本市では次世代育成支援対策推進法に基づき「みんなで支え 楽しい子育て 安心して子育てができる環境づくり」を基本理念に、「びばいっこすくすくプラン」を平成17年3月に策定し、現在計画を推進している

ところでございます。

市として今年度の新たな子育て支援の1つとして、出産家庭を訪問し、子育て情報を提供する「びばいっこ訪問事業」のほか、1・2歳児がいる子育て家庭の指定ごみ袋購入費用を減免することとしております。

一方、ボランティア団体ではファミリーサポート「ゆりかご」の託児サービスや「せわずき・せわやき隊」による子どもたちの見守りや安全活動など地域に応じた取り組みが市民レベルで展開されております。

こうした中で、民間事業所等においては商工会議所が事業所と協力し、中学生以下のお子さんを持つ世帯が「びばい商品券」を1万円分購入した場合に500円分をプレゼントする事業を実施するほか、店で子どもたちが職業体験をする「こどもチャレンジショップ」が10月下旬に実施する予定となっております。

こうした動きは地域全体で子育て家庭を応援する仕組みづくりにつながるものと考えております。

「びばい商品券」の取り組みにつきましては、広報メロディやホームページなどを通じて市民への周知を図っていくほか、「こどもチャレンジショップ」については、市の賑わい創出事業として支援してまいりたいと考えております。

次に、食の駅について、美唄市食の駅基本構想市民検討委員会の現状についてですが、これまでに3回の市民検討委員会を開催し、その内容につきましては、「食の駅」に関する市の基本的な考え方や農業及び観光交流についての現状や課題の説明のほか、各団

体や直売組織の活動・実施状況などについて意見交換し、事業の内容について検討を行っております。

今後は建設場所、事業費及び効果等について検討を重ねてまいりたいと考えており、11月末を目途に意見等を概ね集約したいと考えております。

次に、市民懇談会における市民の反応についてであります。まちづくり懇談会等においての「食の駅」については、「早期実現への期待」や「整備にあたっての多様な検討の必要性」、「事業に関する情報提供の要請」、「財政負担のあり方」などさまざまな意見が寄せられております。今後こうしたご意見を参考に、検討を重ねてまいりたいと考えております。

次に、地域ICT利活用モデル事業との関連における現状と今後の計画についてですが、本事業につきましては8月末に総務省と契約を締結し、現在設計委託業務の契約事務を進めております。

今後におきましてはICTを活用した「情報提供・発信システム」や「農産品・特産品販売管理システム」などの機能のほか、情報を有する「美唄郷土データベース」構築のため、地域ICT利活用モデル構築事業推進協議会などを中心として美唄の多様な地域資源を多くの方々に知っていただけるようなアイディアを募り、「美唄ファン」獲得のためのシステムづくりを進めてまいりたいと考えております。

本事業は「食」を通して道内外に本市のさまざまな情報を発信するシステムであり、「食の駅」との相乗効果により、より一層美唄を

PRすることができるものと考えております。

包括的な今後の方向性についてであります
が、まち全体の活性化を図るためには、本市
の基幹産業である農業を中心に「食」という
視点から商工業や観光などが連携する経済基
盤を構築することが必要であると考えており
ます。

本市には日本一の直線道路や宮島沼をはじ
めとし、自然・文化・産業・農産品・特産品
などさまざまな地域資源があります。「食の
駅」はこれらの地域資源を最大限に活用して
交流を促進し、農業・商業・観光などの面で
さまざまな相乗効果が生まれるような活動の
展開に結びつけるための不可欠な事業であり、
その実現に向け市民、生産者等の理解と連携
のもとに着実に推進してまいりたいと考えて
おります。

次に、美唄地域人材開発センター運営協議
会について、障害者雇用支援センターについ
てであります。本センターは昨年度に施行
されました「障害者自立支援法」により23年
度をもって廃止となることから、「就労移行支
援事業」や「障害者就業・生活支援センター」
の運営について、これまでセンターが中心と
なり労働局や道及び市や社会福祉法人と話し
合いが持たれてきたところであります。

新事業の2事業が社会福祉法人において開
設を予定していることから、現在地域障害者
雇用支援センター職員の「障害者就業・生活
支援センター」への移籍や、移籍後の地域人
材開発センターの運営等について関係者と協
議をしているところでございます。

また、市といたしましては今年度道の「就
労支援ネットワーク構築事業」を地域人材開

発センターにおいて受託し、空知管内1カ所
を予定している「障害者就業・生活支援セン
ター」の本市への設置に向けて今後も積極的
に要望活動をしてまいりたいと考えておりま
す。

●議長林 国夫君 4番高橋幹夫議員。

●4番高橋幹夫議員 いまのご答弁についま
して、自席から何点かご質問させていただき
たいと思います。

まず、中心市街地の活性化についてですけ
れども、準備委員会が年内を目途に検討結果
をまとめてこのことを踏まえて方向性づくりに
取り組むというようなご答弁でありましたが、
今後実現に向けて活性化協議会の設立、
そのための新会社の設立や基本計画の作成な
どについては多くの課題を残してくるものと
考えますが、そこでその準備委員会がまとめ
上げたことを踏まえた方向性づくりというも
のは、実際いつごろまでに決められるのかと
いうことをちょっとお伺いしたいと思います。

この件に関しては、会議所を中心としてい
ま非常に速いスピードで物事が進んでいると
伺っておりますし、それから他市町村なんか
を見ましても非常にスピードが早い動きで実
施をされているといった部分がありますので、
この方向性づくりも非常に貴重な、大事な部
分でありますけれども、しっかりとまとめ上
げるのにどのくらいを要するのかということ、
大まかな目処で結構でございますのでお伺い
したいと思います。

それと、子育て支援の買い物割引制度につ
いては、北海道でも本当に注目を浴びる事業
の1つというようなことでございますので、
さらに継続的な支援、それから今後の持続性

を持った支援なんかも必要だと考えますけれども、この辺のまた市長の見解をお伺いしたいと考えます。

それと、最後ですけれども、人材開発センターについてですが、支援策・対応策については関係諸団体との協議を進めているとのことご答弁でありましたが、現在の問題点としてはセンターについてはさまざまな自助努力をしても事業費や管理費などを含めた運営費が著しく不足するというところで、継続が極めて難しい状況にあると伺っております。

この件に関しましては担当部署が、商工と福祉とそれぞれ違うという弊害もあると思いますが、お互いにこの辺につきましては問題意識を共有しながら画然たる連携をとって対処しなくてはならないと考えます。

市として美唄地域の雇用対策と、それから人材育成、各企業、従業員のスキルアップまたは市民の教養や趣味などを学べるコミュニティの場として、当該施設を今後どのように導いていくのかお聞かせください。

●議長林 国夫君 市長。

●市長桜井道夫君 高橋議員の質問にお答えします。

はじめに、中心市街地活性化の今後の方向性についてであります。現在準備委員会において年内を目途に検討結果を出すために協議を重ねているところでございます。

市といたしましてはこの結果が出せた段階で、十分な庁内議論のもとでできるだけ早い時期に方向性を示してまいりたいと考えております。

次に、びばい商品券についてであります。商工会議所が実施します商品券のプレゼント

事業は、地域全体で子育て支援を応援する仕組みづくりを目指します本市にとりましても、また、北海道におきましてもはじめての取り組みでもあり、今後においても商工会議所や事業者が中心となり、この事業が継続して実施されることが望まれるところであります。

市といたしましては事業趣旨の住民理解が一層深まるよう、さまざまな機会を通じて周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、地域人材開発センターについてであります。市といたしましては職業能力開発をはじめとする人材育成事業や、障害のある方の就業に向けた取り組みが重要であるとの考え方から、これまで支援をしてきたところであります。

障害者雇用支援センターが廃止されますことから、廃止後の運営方法や今後の支援方法につきまして現在センターと協議を行っているところであります。

●議長林 国夫君 次に移ります。

2 番森川 明議員。

●2 番森川 明議員（登壇） 私は4 点にわたりまして市長に伺いたい、このように思います。

第1 点目は、市は積極的に農村の花嫁対策を実施すべきであるという点でございます。

実は、農村地域を回ってみてちょっと驚きました。立派な住宅だと。また両親もすばらしい人、さらに息子さんも好男子、経営もしっかりしている様子だ。ところが後継者に嫁さんがいないと言うんです。中には農協青年部だとか地域青年団、あるいは部落等の主要なポストについているのですけれども、まだ独身であるということをお聞きしたわけであ

ります。

市長、現在の市農業従事者の独身の数、いわゆる花嫁募集をしている数というのを掌握しておりますか。

個人情報関係もありますし、さらには現在独身で貫くという方も多いわけです。これ等は何も農業に限ったことではありませんけれども、農業の場合は多くは希望している。こういう実態を踏まえまして、すでに相当な数になっている、こういう現況にあるわけです。

農業委員会も、農業意向調査というこの種の実態調査をしましたけれども、この項目に農村、いわゆる独身云々という項目はおそらくないだろうと思いますが、6月30日に集約をするということですが、私どもはその調査用紙を見ていけませんので、どういう状況か市長としてはこの辺も踏まえてどういう状況を把握しているのかなというのが第一に考えられるわけでございます。

そこで私は、なんとしても農家の嫁さん対策を自治体、市が中心となって取り組まなければならない、このことを強く訴えるわけでございます。

現在、結婚相談員制度もあるということもお伺いいたしました。しかし、聞くところによりますと、効力、成果が余り上がっていない。それに基づく打ち合わせ会議も開催をされないと、休業状態であるということもお聞きしているわけでございます。

そこで、農家の花嫁さんはどのような状況になっているのか、ちょっと文献からご紹介をしておきたいと思っておりますけれども、1つ目は市長、この「嫁より先にベコがきた」と、

これ家の光協会の本です。

「嫁より先にベコがきた」これはサラリーマンの家庭で育った役重真喜子さんという方です。東大の法学部を卒業している。そして農林省勤務をしている。それが上級職の公ですから、いわゆるキャリアです。この方が、岩手県の東和町、これは北上山地のふもとですけれども、いまは町村合併によって花巻市となっております。花巻というと、すぐあの花巻農学校の先生をした宮沢賢治を思い出すわけでございますけれども、この旧東和町役場に農林研修にきた。

このキャリアというのは大体2回ぐらい研修があるらしいです。1つの研修というのは、まだ主要役付きになっていないときと、それからある主要ポストに就くと、今度は県段階、都道府県段階に部長、次長クラスで出向すると、そういう制度がどうも確立しているらしいんですが、この役重さんがその中で農村青年と出会って結婚をしました。役場に働きつつ牛飼いはじめたということです。

あそこは特に、岩手県ですからいろいろな方言もありますし、いわゆる言葉の習得だとか子育て、病気、農業のしきたり、これ等を克服いたしまして、鮮やかな生き方をしているというのがこの本の中に掲載され、多くの感動があるわけです。テレビドラマにもなりました。まさに抱腹絶倒、笑わせる場面もある楽しい本です。

市長、これ読みました。なにか余り読んでいないというような感じで受け取りました。市長も医師不足等の関係で、いわゆる医療問題でいま頭がもやっとしている、痛いことだろうと思っておりますけれども、これ読んだらすっき

ります。1日でこんなのぱっと読めますから。

私はこの中で特に女性のキャリア、これが地域で男性をしのいで活躍している姿、飛んでいるという表現の面と、生産の場で大地にしっかり足を踏まえて生きている農家の嫁さん、いわゆる羽ばたいている面と、この両方をこの役重さん備えているのではないかと考えております。

まだまだ農業に対しては未来があります。明るい面があります。展望があります。そこで、最後に人間は1人では生きられないというふうに言っていますけれど、これはいい言葉だと思うんです。

この東和町、現在花巻市となっておりますけれども非常に嫁さん対策に自治体が力を入れているという、一生懸命のまちです。おそらくこの活躍を喜んでいるのではないかと思います。

それと、もう1つあるのですけれども、この「30人の「大」百姓宣言」。これダイヤモンド社で出されました。30人のいろいろな例題が載っております。苦労した話から。その中で女性が2人いるんです。その内の1人が三原ルツ子さんという方です。これは山形県の大蔵村というところです。

山形県きっての豪雪地帯だと、新庄市の近くにあるんですけれども、調べてみましたらいま大蔵村ないんです。最近合併したのかということですからずっと紐解いてみましたが、どうも最近ではないと、いまは舟形町になっているという。

この三原さん、実は保母さんです。それが根っからの都会っ子だと、自ら進んで農家の

嫁さんになりたいということで、ホームステイに入った。役場、農協の紹介等がありまして農村青年に嫁いだという方です。

旧山形県のこの大蔵村というのは、フィリピンをはじめ外国人の嫁さんが大変多いということで、アサヒグラフにとりあげられた村です。いわゆる嫁不足の解消とか、花嫁対策はこの村も、もともと積極的であった。役場は喜んだらしいです。

ただ、この三原さんという方のすごいのは、嫁いだときには水田が1.5ヘクタール、牛が100頭、なんと農協に何千万円も借金があつた、それがどうも知らなかったらしいんです。牛飼いと、いわゆる新しい家を新築したのでさらに借金が嵩んだらしいんですけれど、そこからけち生活が始まったということです。すごいです。

そして少しずつ牛を増やしていった。そして負債をこつこつ返した、その努力というのはもはや並大抵のものではなかったという。またハーブ、これは美唄もハーブ栽培というのはいろいろな面で利用価値がありますけれども、ハーブを栽培し、そこで石鹸を作った。自分の子どもがいわゆるアトピー性皮膚炎であつたということで、それを治すためにハーブ石鹸を作った、それが当たった。また立地条件等もありますけれども、フランス料理店を作ったということです。そして2階に子どもの図書館まで作つたと、そこも自営しているという、そこまで至っているという点です。

そしてこの中で語られているのは、自ら百姓を起こすのは女性であると、嫁さんだと。百姓を起こすのは女性である嫁さんだと、やればできるということを強調しております。

いや、すごいものだと思っております。

そこで、私は特に美唄市として取り組んでいただきたいと思いますのは、市役所のどの課になりますか、農政部ですか、総務部ですかちょっとわかりませんが、農政部になるかもしれませんけれども、農村花嫁紹介課長だとか、または農村花嫁対策課長これを新設し、ほかの課と併任でもいいですから縁結びの課長として農業改良センター等々も連携をしつつ美唄農業を守る、こういうことの働きかけをぜひ実践していただきたいということです。

市長、実はどこの自治体でも口八丁手八丁、また世話ずき、行動力抜群、こういう方が必ずおります。私はそういう職員を多く見てきております。なにかそういうタイプというのは統計的には血液型O型が多いらしいです。O型を探すというのは大変かもしれませんけれども。ちなみに私の場合は世話ずきだけれどもどういうわけかA型と、こういう実体になるわけですが、ちょっとずれておりますけれども、その併任課長そのものというのはやっぱり自ら農家に入りまして、出会いの場の企画だとかあるいは立案、花嫁募集を発信し、成果を全国にアピールをしてほしい、まず自治体が汗をかく、これがやっぱり大切であることを強調しておきます。

そこで最後に出てきたのはこの本です。市長、読みましたか。「嫁さがし課長ヲ命ズ」かっこいい表題です。「嫁さがし課長ヲ命ズ」家の光協会です。これ、能勢馨司さんという方で北海道の鶴居村です。釧路をちょっと上がった標茶町の隣にある村ですが、タンチョウや何かで有名です。酪農が多い。

これが岩見沢、美唄の図書館にもこの本はちょっと古くなりましたからないですね。私も読んでみて、岩見沢市の図書館、美唄市の図書館を見て歩いたんですけれども、どうもこの本がなく、貸し出しもないようです。

これはいわゆる嫁探し課長として、能勢馨司さんの1年間の泣き笑いの行動がこの中に入っているんです。何しろ全国を嫁探しに駆けめぐったんですから。

ただ、最後の中で能勢さんが言っておられますのは、経験の中から、いわゆる苦労話の中から女性たちが喜んで農家に嫁ぐ農業環境づくりに取り組むのが大事だ、必要性があるんだということで結んでおります。

市長は財団法人北海道担い手育成センターの理事をやっておりますね、市長、理事。辞めたということではないと思います、そのまま継続してやっていると思いますけれども、私は担い手育成の次は美唄市の花嫁対策だと思っておりますから、その点市長はどう考えているのか、その点をお聞きいたしたいと思います。

それから2点目は、「ふっくりんこ」をブランド米として振興、美唄市としてはできないかどうかという点です。

「ふっくりんこ」と言いますのは、平成15年に奨励品種となりました。大変においしいお米です。道南産と言えども道央に適しており、食味は「おぼろづき」よりもあっさりしておりますし、その名のイメージどおりやわらかくふっくらとした食感であると。現在道南をはじめ北空知の一部で地域限定作付されております。高温障害もないんです。コシヒカリに負けない品質だと言われております。

この「ふっくりんこ」ちょっと調べてみますと、品種の系譜が空育空 0242B、もともと空知の育成系統から「きらら 397」と親戚になるんです。それを「上育 418 ほしのゆめ」と交配したもので、晩生種で耐冷性に優れているこういう面がありますけれども、ただ冷めたら硬くなるという、どの品種も若干の欠点、長所、短所あります。これは短所としては硬くなるという短所があるようです。

「おぼろづき」をブランド米にという定例会に多くの意見が出されてきましたけれども、タンパクアミロースを考慮してみますと、「おぼろづき」は、例を言いますと国道 12 号線峰延から茶志内に、それと山地帯が適しているのではないかと、いろいろデータを見たんですけれども、確かにおいしい売れる米であることはもう承知しております。

そこで「ふっくりんこ」は努力によってはタンパクを抑制でき、全市的に取り組める要素が高く、すでに峰延農協あたりも限定で作付されるように実施をされておりますが、これはどうも専門の農業改良センターさらに農協等の意見も必要ですけれども、ブランド米としても地位を確保できると私は思っております。

19 年産の刈りとりがいよいよ始まりました。店頭には新米がそろっております。台風の被害もないですし、倒伏もない、これはもう一気に農作業が進むことが予想されております。プレス空知によりますと、生育状況も南空知がプラス 5 日、美唄は平年並みで推移をしている。作況も全国、北海道は平年並みの作況ということで、生産予想ですけれども実に 82 万トンと言われておりますけれども、全国

では過剰作付が 37 県もある。需給均衡にずれが生じる、豊作によって。全国で 60 万トンが余る可能性が報じられているわけです。

ここで道産米としては、その完売、価格維持に暗雲が漂ってきているのではないか、いまこそ価格と味のバランスよい北海道の米の真価が試されてきているときにきていると判断をしております。

美唄の農家の個々の所得の向上を目指して、おいしく売れる米、いわゆる美唄米ブランド、これがやっぱり行政、指導者、生産者、消費者、農業団体、この輪が広がっていくことが必要でないか、このように思うわけでございます。

実は米の消費につきまして、昨日の道新にも出ておりましたけれども、エルゴ・ブレインズインターネット会社、この会社がインターネットの会社らしいですけれども、調査をしてみますと朝食、朝、ご飯が大体 4 割だと、1 日 3 食とも米を食べているのは 5 人に 1 人だという、こういうデータが出ております。

まだまだ米の消費拡大の余地はあるというふうにみておりますので、いよいよ種子の確保もしなければならぬ時期にきておりますので、どうか市長として、この「ふっくりんこ」に対してどう考えているのか、この点をお伺いいたしたいと思っております。

それから 3 点目は、美唄駅前とアルテピアッツァ、トイレの設置を要求するということです。

これは市民等の要求がありますし、当然駅前周辺にぜひトイレという要求が非常に根強くあるということです。私も一通りあの辺を回り、立地条件等を見まして、同様な必要性

を感じてまいりました。

過日、おばあちゃんがちょうど峰延に帰り際でしたけれども、駅前トイレはどこですかおじさんと、おじさんと言ったかお兄さんと言ったか、その辺定かでないですけれども、いずれにしても尋ねられました。駅の2階にありますよと言いますと、いや、年取ってから階段はだめだ、エレベーターがありますよと言いますとおっかなくて苦手だと言うんです。あの密室は危険だと。いや大丈夫ですと、いや、年寄りが利用するのは無理だ、エレベーターは無理だ、利用したくない。結局は連れて案内はしましたけれども不便だ、美唄駅前にやっぱりトイレは必要だということを話しておりました。

新築をされました岩見沢駅は確かに2階にトイレはありますけれども、あそこはエスカレータがとり付けられております。また札幌からきました何かクラス会をやるという方2人がゆ〜りん館行きの関係で乗り場はどこですかと尋ねられたと。おばあちゃんにはちょっと早いですか、七十ぐらいの人になるかと思えますけれども、待合室にご案内をし、そしてたらすぐにトイレはどこですかと聞かれたんです。それもトイレは駅の2階にありますと言ったら「2階は不便ですね」と、ゆ〜りん館まで我慢をすると言うんです、2人とも。大丈夫だったでしょうか。

これ等はやっぱり体験上からして、駅・町内会等々の話し合いいろいろな場合あると思えますけれども、また予算的な面があるかどうかとは思いますが、ぜひ駅前トイレこの設置を要望をいたしたい。

それと、アルテピアッツァのトイレの件で

すけれども、これは過去の定例会の場で要求がありました。

市長の答弁と言いますと、アートのスペースギャラリーと栄幼稚園と工房の3カ所にあるからと答弁しておりましたけれども、工房はとんでもない遠距離ではないですか。これは、利用はとてもではないけれど無理です。

観光バスが到着をいたしますと、なにか一番先にご婦人を中心にトイレはどこと聞きたいです。私は立派な箱物でなくてもいいんです。施設の利用でもいいんです。持ち運びが便利な簡易トイレを駐車場の隅にでも置くことができないのかどうか。何か景観上に設置できない理由があるのか、問題点があるのか。こういうことをお尋ねいたしたい。

市長はトイレの利用状況を調べたいというふうにお答えをしておりましたけれども、その件どうなったかということも付け加えてお聞きをいたしたいと思えます。

最後に、4点目ですけれども岩見沢農業高校、これ岩農とちょっと呼ばせていただきたいと思えますけれども、実は創立100年、その賛助団体記念式典祝賀会についてであります。

7月14日に開催をされました岩見沢農業高校、これはもう1世紀ですから歴史的な重みのあるものでございました。その協賛団体に、ここにパンフがきておりますけれども、これで一目瞭然わかるんです。深川市、滝川市、浦臼町、雨竜町、安平町、鶴川町等々、遠方の市町村がほとんど入っているのに対し、どういうわけか隣の我が美唄市が入っていませんし、また農業団体に空知の全部の農協が入っているのに、これもどういうわけか美唄市

農協のみが入っていない。これ偶然ですか。
何か相談でもされたんですか。

これ最初にちょっと市長、まずお断りをしておきますけれども、岩農側からはこの件については一言ももちろん触れられておりませんから。その点をまず冒頭申し上げたいと思います。

100 年で 2 万 1,312 人の同窓生です。美唄市からも多くの同窓生が出席していましたけれども、美唄市の取扱い、何か対しまして惨めな寂しい、虚しい感じをいたしました。

そうでしょう、歴代の市長、議長、市の幹部、また市の農業従事者のほとんど、中には 3 代にわたって同窓生もいるわけです。さらに同僚の議員、同僚議員の奥さん、そして子供さん、これが皆同窓生です。立派な後継者ですけれども、同窓生です。また現職の幹部、また本日出席をされております傍聴者の皆さま方も同窓生がおられることでしょう。何しろ 600 ページにわたる名簿が届いてきております。美唄は多いです。

ここに要覧があります。私は強く言いたいのは、美唄市から通学している生徒数です。これが 7 科あるんですけれども、7 科で 40 名いるということです。

この数と言いますのは、岩見沢市栗山町が 50 名ですから、3 番目です。次が三笠市の 33 名、由仁町の 26 名、新篠津村の 19 名等と、1 名も在学生のいない市町村が多数賛助団体に入っているんです。

当日市長は、祝賀会、記念式典等には欠席をしていました。プレス空知によりますと、市長は公休です。数多い祝電の中に市長のものもありました。しかし、ほかの市長は、江

別は副市長、さらに滝川市、栗山町、長沼町、新十津川町は教育長が出席しているんです。賛助団体に入っていない厚真町の副町長も出席しているんです。道、教育委員会委員長、空知支庁長、空知教育局長、財政難と言われておりますけれどももちろん三笠市市長も出席しておりました。

ですから、この種の呼びかけに対する市の予算が幾らぐらいになっているのかとか、出欠の判断基準はどのようになっているのかとか、その対応を深めて知りたいということです。

美唄市は近所付き合いが悪い市になったなと、おそろくほかの市は思ったことでしょう、これを見たらわかりますから。協賛会のこの種の協力については慎重に慎重を期して取扱わなければならない。やがて美唄の 3 高等学校にも影響がありますけれども、その点どう考えておりますか。以上の点についてお伺いをいたしたいと思います。

●議長林 国夫君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 森川議員の質問にお答えします。

はじめに、農村の花嫁対策についてであります。市としましては今日まで結婚相談事業などの取り組みを行いましたが、なかなか結果につながらない状態にあります。

このようなこともありまして、全道的な取り組みをする必要があることから、北海道と市町村で構成する「北海道農業担い手育成センター」におきまして、クリーンパートナー事業として農業後継者の配偶者対策に取り組んでおりますので、同センターの活用を促してまいりたいと考えております。

次に、市のブランド米について、「ふっくりんこ」についてであります。適地としましては「道南限定」で栽培されておりましたが、今年度から空知管内でも「栽培可能」となり、本市においても 87 ヘクタールの作付があります。

この品種は晩生のうるち米でタンパク含量が低く、耐冷性もありますが、半面いもち病への抵抗性がやや弱いので、適期防除に努めなければならないなど、栽培上の留意点もあることから、今後本市の気象や土壌条件の適応性や収量性のほか、消費者の食味に対する動向にも注視してまいりたいと考えております。

次に、美唄駅周辺のトイレ設置についてであります。今年度美唄駅の 1 階西側フロアに暖房付き待合室を設置する予定ですが、新規トイレの設置につきましては大変難しいことから引き続き 2 階のトイレを利用させていただきたいと考えているところでございます。

次に、高校創立記念事業につきまして、協賛金及び式典等出欠についてであります。現在市外の高校の創立事業に対しましては協賛金の負担は行わないこととしております。また、式典、祝賀会につきましては代理出席を含め出席することと努めておりますが、スケジュールやその他の事情により出席できない場合は祝電にて対応しているところであります。今回、祝電のみの対応となったところでございます。

●議長林 国夫君 2 番森川 明議員。

●2 番森川 明議員 それでは自席から再質問させていただきますけれども、花嫁対策、

熱弁を奮ったわりにはものすごい簡単な答えですね。がっかりしました。そんなことでいいんですか。本当にショックを受けています。

ですから、私最初に言ったように、北海道担い手センターというのは、担い手センターという存在をよく承知していると。市長も理事をしているという存在は承知しているということを行っているんです。

それを活用するとか、委ねるとか、そういうことではなくして、市で音頭をとって、深刻な事態となっているこの花嫁対策を市が講じなければならない、すでにそういう時期にきているということを言っているんです。

ですから、併任でもいいから農村花嫁紹介課長とか、農村花嫁対策課長とか、そういうのを発令し、一体となって花嫁さんを見つけましょう、努力しましょう、そういうのを声を大にして言っているんです。木で鼻をくくったような答弁ではないですか。北海道担い手センター、それでいいではないですかというような答え、全然前向きに捉えておりません。もう 1 回言います、がっかりしました。

いま、Uターンで農業者が増えてきているという実態、これ等は喜ばしいことです。Uターンで農業に、中には花嫁さんも一緒にきた人いますけれども、Uターンで農業に従事した方というのは往々にして 1 人で帰ってきているというのが多いんです。

私はここで余りにも市長は消極的ですのでここでやります。「青年農業者の形成と支援」農文教発行です。ちょっと本が厚かったのでコピーできましたけれども、いわゆる自治体で農村花嫁に対するデータがあるんです。1994 年、ちょっと古いですが。その後いろいろ探

してみましたけれども、ちょっと見当たらなかったんですが、この文献によりますと農水省が全国の市町村に対する農政主管課に対して担い手等の実態調査を行っているんです。回答が2,694市町村。おそらく美唄市も当時答えたことでしょう。トップは後継者組織に助成をしていると。これが65%、2番手に結婚対策を行っているというのが60%もあるんです、自治体で。また農業実習生の受け入れが12%、半数以上が、60%が各全体の自治体では結婚対策をしていると答えているんです。内容を見てもみますと、結婚の相談員とか推進員設置が73.2%、男女の交流会が68.8%、仲人の報奨金、いま余り結婚式は仲人というのがないようですね、置かないようですけども当時仲人の報奨金だとか、結婚のお祝い金、この支給が続いているという、そういう実体がありますし、さらに調べてみますと北海道です、十勝清水町、ここでは役場の農林課に後継者対策室を設置しているんです。室長以下2名のスタッフで業務を行っていき、実績を上げている、そういう実態の報告もあります。その内容と言いますのは文通だとか、農業実習の希望者、募集、青年との大切な交流会を開催していくとか、道内外の、北海道ではなくて府県に対しても交流会の参加支援。面白いです、青年と両親のための研修会までやっているんです。これなかなかの企画です。その結果、ゴールインが数組誕生した。

実例が、多くの成果が上がっているということが文献の中で報じられておりましたし、峰延農協青年部も実は、以前に農村青年と独身女性との場をつくる出会いの場と言いますか、あいのりという企画、実現をされたよう

ですけれども、成果のほどは聞いてはおりません。やっぱり地方自治体、市が音頭をとる、こういういま必要性が迫られているんです。

「農家の友」には、こうしてゴールインしたという毎月記事が載っております。これは市長読んでいると思いますけれども、紹介欄があるわけです。非農家のお嫁さんが多いんです。さらに、中には酪農家のお嬢さんは、農家はいやだ、家を出た。札幌で勤める。一人娘だったんです。札幌に勤めてそこで彼氏を見つけた。その彼氏が婿に入って酪農をやっている、こういう例もありました。

また「農家の友」1月号には美唄市の女性です、追分町、いまの安平町ですけども養鶏園芸農家に嫁いでいると、34歳子ども5人。書いてありましたからそのまま言いますけれども、ものすごいパワーを発揮して活躍している姿が載っている。お嫁さんが美唄というだけで何か身近に感じます。

何度も言いますけれども、ぜひ併任でもいいから顔をつくって、行動力のある方が美唄市には必ずおりますから、財政が云々というのであれば、先ほどから言っているように併任でいいんですから、併任で。どうかひとつ成果を上げるように努力をしてみてください。どうも消極的答弁と言いますか、やる気が感じられない、そういうことです。

2点目ですけども、「ふっくりんこ」の関係です。これもしかして、私は品種の特性とか云々を聞いているのではないです。市長。美唄市のブランド米として、こういう米があるけれどもどうか、まずこれ市長食べたことありますか。食べたこと。やわらかくてふっくりしておいしいお米です。

ですから、現在の奨励3品種あります。「ななつぼし」「ほしのゆめ」「きらら397」、これは余り差がなくなってしまったのです、いま。気象条件からして。

私も適期刈り取り指導ということで、従前やってきた経過がありますけれども、流通計算をしてみても買取がぶつかってしまうんです。

そういう難点がありましたけれども、この「ふっくりんこ」というものは晩成種ですから、3品種のあとに刈り取るという利点があるわけです。そういうプラス材料もあるんです。売れる米を作るのが一番ではないですか。農家所得が上がらないということで、離農がくしの歯が抜けたように進んでいる現状。

本日、いやびっくりしました、今日ですか、昨日これオリコからきた広告ですけれども、これを見てびっくりしました。と言いますのは、魚沼こしひかりが5キロで7,875円、10キロで1万5,750円。1俵にしますと、市長驚くなかれ9万4,500円もしているんです。魚沼コシヒカリ。山形のはえぬき、これも5キロで4,830円、10キロで9,660円、60キロで5万7,960円していると。

昨日、家内が、新米が出回っていましたということで買ってきました。美唄の豊葦産だったんですけれども、道産米「ほしのゆめ」10キロ2,980円です。60キロ換算をしてみますと1万7,880円です。

いや、差がすごいです。魚沼産コシヒカリと1俵になんと7万6,620円も差があるんです。こういう実態をどう考えている。北海道産米は府県産米と匹敵するぐらいのおいしい米になったと言われてきておりますけれども、

まずおいしい米をつくってどんどんやっぱり需要と供給ですから買ってもらう。そのためにはどうしてもやっぱり美唄米ブランドも必要でないかということを私は言っているのです。もう一度伺います。

3点目のトイレの関係です。これは予算面があるというのは承知しています。ただ、切実な要求で今後努力するということですから、しかし駅前トイレにしても何千万円単位でしょう。そういう予算が必要だと思われませんが、しかし、ここはやはり前向きに検討してほしいと、とおり一辺的のような答弁な感じもしますので、やっぱり関係機関等あたったりなどして、そういう市民の声が多いんだということで前向きにやってほしいと。

_____、_____

_____、_____

_____、_____、

_____。

_____、_____

_____。

_____、_____

_____、_____。

_____。

_____、_____、

_____、_____

_____。

_____。

____、____
____、____
____。

4 点目です。岩農校の 100 年、この問題については余り時間をとりたくないという感じがありますけれども、まず協賛会の負担は一切行わないという答弁でした。

これ財政事情からですか。いや驚きました。市長、記念式典、私はこの祝賀会の終了後に直ちに市の幹部に美唄はなぜかということを書き入れているんです。市長は即お聞きになったと思いますけれど、私は市長から何か電話一本かかってくるのではないかという期待感があったんですけれども、まったく知らないふりされた。

ただ、1 カ月後に峰延の恵風園、恵祥園の盆踊り場で、市長はちょっとこの問題に触れておりましたけれども、会場が会場の場ですからああそうですかということでおかれたという経過がありますが、実は以前になぜこのことを言うかと言うと、何回もしつこいようなんですけれども、岩農校の定時制の先生方とちょっと会う機会でも話し合う機会があったんです。昭和 46 年から 49 年にかけてです。これは定時制のピーク時でした。在校生が 4 学年 140 人近くいるんだと。その内のなんと市長、4 割が美唄市の通学者です。140 人のうち 4 割。それも茶志内とか中村とか北美唄とか元村。非常に遠くから一生懸命通っていただいて、それも優秀な生徒であるということを書いているんです。まさに美唄市さまざまに言われておりました。そういう記憶があるわけなんです。

いまの美唄農業を支えているというのは、何も定時制も含めた全日制、その活躍している現状というのをどう把握しているのかなということなんです。

市長は欠席したと言いますけれど、市長を応援するブレイン、岩農校の卒業生が多いではないですか。いやほんとうです。市長の親戚だって、私知っています。大変優秀な、まさに好感、いい男です。市長の親戚です。

そういう実態を見てみましても、あえて私は近所づきあいが悪いと申しましたけれども、やっぱり美唄市が伝統ある今後美唄工業高校だとか、美唄聖華高校、美唄高校がこれは星霜を重ねて何周年というのは必ずあるわけですから、そういう場に記念式典というのは絶対迎えるんです。これは岩見沢市に多くの生徒がいま美唄市に通っております。つかんでおりますか。3 校区に岩見沢からかなり通っているんです。そういう現実があるんです。

さらに、美唄市の代議士 2 人が国会議員になった。岩高、岩中からもこれは伝統校なんですけれども、歴史がありますが、もし呼びかけて美唄市に、協賛会に入っただけませんかと言ったら、そんな協賛会、市長、膨大な金を、美唄市の財政が揺らぐくらいの額面にも出す必要ないではないですか。みんなと隣近所と相談して、うちはこのぐらいと、ああそうですかと、人一倍になにも金払う必要ないんですから。相談されたら、この岩農校の例でもだめですと、協力できませんという答えになるんです。当然。

総体的に言いますと、農業後継者に対する対応にしても、「ふっくりんこ」に対するブランド米の対応にしても、私の質問に対しては

率直にどう答える、物足りないの一言。もう少し突っ込んだ、踏み込んだ答弁をお願いいたします。

●議長林 国夫君 午後 1 時まで休憩いたします。

午前 1 1 時 4 6 分 休憩

午前 1 2 時 5 9 分 開議

●議長林 国夫君 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど森川議員の 1 回目の質問の中のアルテピアッツァに関して教育長の答弁を求めず議事を進めたことに対しましてお詫びを申し上げます。

お諮りいたします。

森川議員の 2 回目の質疑のアルテピアッツァに関する発言は、議事整理上、議長において取り消しをすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ありませんので、そのように決定いたします。

一般質問を続けます。

まず最初に、森川議員の 1 回目のアルテピアッツァトイレについて、教育長の答弁を求めます。

●教育長村上忠雄君（登壇） 森川議員のご質問にお答えをいたします。

アルテピアッツァ美唄のトイレ設置についてでございます。

アルテピアッツァ美唄は施設内及び周辺の景観を大切にする癒しの空間であり、新たな施設を設置するときにはアルテピアッツァ全体のことを考慮しながらこれまで施設整備を

進めてきたところでございます。

ご質問いただきましたトイレにつきましては、これまでアートのスペースと市民ギャラリーの 2 カ所でしたが、この 4 月に新たに体験工房がオープンし、トイレが 1 カ所増えたことから来場、来館者の利用には便利になったものと考えております。

ただ、大型バスが到着した際などには駐車場から一番近いアートのスペースのトイレが一時的に混雑する状況にもありますので、駐車場などにトイレ設置場所の案内表示板を整備し、来館者の利便を図ってまいりたいとこのように考えております。

●議長林 国夫君 次に、森川議員の 2 回目の質疑に対する市長の答弁に入ります。

市長。

●市長桜井道夫君 森川議員の質問にお答えします。

はじめに、農村の花嫁対策でございます。これにつきましては本当に厳しい状況ということを確認しておりまして、いままで市としても結婚相談事業を積極的に進めておりました。それからいろいろな農業振興基金等を利用した部分の出会いの場づくりとか、こんなこともいろいろやっておりましたけれども、この結婚相談というのはベテランの相談員がいろいろいたわけでしたが、その中で、いろいろな意見の中で自分たちがいろいろ取り組みをしても、かなり難しいとそういう時代背景を踏まえております。

そういう中で、民間会社がいろいろな活発な動きを見せている、このような現状もあることから、そういう民間等のところにもお願いする方がいいのではないかとということで、

この結婚相談事業についてはいろいろな意味で縮小体制、休止状態になっている状況でございます。

私どもやはりこのような時代的な背景を考えた場合、今後行政として取り組むべき事業かどうか、このあたりを今後十分調査研究させてまいりたいと、そういうことで考えてございます。

それと2点目の「ふっくりんこ」でございますけれども、「おぼろづき」というものにつきましては道の奨励品種になっていないということから、本当にいろいろな部分で道にお願いに行ったり、その中で市民の手で作ったブランドということで私は認識をございます。

これがいま、一応定着したものの、これについてもさらにブランド化を進めてまいりたいと考えてございます。

「ふっくりんこ」は急きょ今回提案あるわけでございますけれども、道南限定ということで、道南地方でもこれは栽培されているものであると、それから空知管内で栽培可能となったもの、本当に気候等に合うかどうか、このあたりも十分踏まえながら第2のブランド米になるかどうか、このあたりの可能性を見極めてまいりたいと考えているところでございます。

それから駅のトイレでございますけれども、これにつきましては市民の方のご要望もあらうかと思っておりますけれども、中央バスの待合所がなくなったものですから、いま一番駅から遠い位置にプレハブが建ってございます。

ここの部分、相当いろいろトイレがないということで、駅からも離れているということで中央バスの待合所を駅の近くに移転する部

分もいま一応中央バスと話し合っております。

そういう中で、1階の西側フロアに暖房付きの待合室、これを設置するというので、これは協議が相整いまして、今回の今年度の予算に計上したものでございます。

このあたりで待合室の、言ってみれば込みぐあいとかいろいろなことも考慮しながら新規のトイレも将来的には検討しなければならないものと思っておりますけれども、ただやはり現状いま2階にトイレがあるわけですから、エレベータと階段が苦手だという人は大変申し訳ございませんけれども、一応私どもは階段とエレベータがある中で、現状2階のトイレを使っていたきたい、このように考えているところでございます。

それと4点目の市外の高校の創立記念事業ということで、確か緑陵高校のときもこの負担はしていないということから、今回もこういうような岩農に対して負担をしなかったわけでございますけれども、いろいろな式典、祝賀会につきまして私どもはできるだけスケジュール調整しながら出席すべきだったかもしれないかもしれませんが、私どもは祝電対応としたところでございます。

今後、このように失礼がないように、いろいろな意味でスケジュール調整しながら出席に向けて前向きに検討してまいりたいと思っております。

●議長林 国夫君 2番森川 明議員。

●2番森川 明議員 一連の質問に対しまして、2回目ということでお答えをいただきました。

農村花嫁対策に関しては、民間会社で結婚相談所があるとか、また結婚相談委員施設等

も設けたけれどもなかなか厳しい状況であったとか、いろいろご答弁の中でありましたけれども、ひとつやっぱり市で現状を認識し、働きかけをしてほしいなど、この意見というのはやっぱり前向きに捉えてほしいと思うんです。

ですから今後ここに花嫁対策等に係る問題については、そういう意見を踏まえながら、今後ともやっぱり市長の片隅に、結婚対策何とかしなければならないという、常にそういう気持ちで今後多くの農村青年、特に独身の後継者等と話し合う機会も多いと思いますから、市に任せということはなかなか言えませんが、市が前向きにこの対策を講じますよという気持ちで今後とも接していただきたい。余りにも冷たい1回目の答弁だったものですから、私自身もなんとかというような感じも持ちましたけれども、2回のお答えの中では現状認識というのは急務ですから、ぜひ市長新たにしていただき、そしてまた調査等も進めていただきたい、このように思うわけです。

「ふっくりんこ」の関係につきましては、確かに一気にブランド米ですよというのは難しいそれぞれの過程があると思いますが、市長のいまの答弁の中で道南とか、あるいは北空知云々と言っておりましたけれども、実は峰延はもうすでに取り組んでいるという経過あるんです。

ご承知のことと思います。先ほどの栽培面積の中には、大半峰延が含まれているのではないかというふうに理解をいたしますけれども、なんとしても「ふっくりんこ」については第2のブランド米として、これは成功し

つあるという、いろいろな要素があるものですから、ひとつこの辺についても関係機関と十分に相談の上、ひとつ位置づけをしてほしい、このように思うところです。

トイレの関係です。まず駅前のトイレ、市長、ちょっと私、聞き間違えたかもしれませんが。いろいろな情勢の中で、中央バスの待合室云々も言っておられましたけれども、実は1階の西側フロアに暖房云々と言っておりましたか、トイレが作られるという判断でこれはいいものですか。その辺ちょっと何か聞きづらかった、私の理解があるかもしれませんが、理解しにくかったという要素もありますので、何かだめなのかな、ちょっと待てと、西側フロアにはトイレが作られる要素もありますよということが言っていたのか、その辺ちょっと判断しかねましたので3度目の質問ですけれど、もう1度ちょっとその辺も触れていただきたいと思うわけでございます。

アルテピアッツァの教育長答弁、わかりました。だけれど理解しません。

というのは、自然の彫刻の一体として、ちょっと実は教育長の早口だったのでメモしづらかったんですけれど、確か癒しの空間というのに何かその場にトイレは似合わないですよと言っているような受け止め方したんです。

私はそうとも言えないのではないかと思います。なんですけれど、何と言っても国際的な安田侃の作品が並べられていると、そこにトイレがぼんときたらこれは似合わないと言われたら、そう言われるとそうかなという感じもするんですけれど、私自身はそこまではみんなは何も考えていないのではないかと。

ですから駐車場の隅でいいと言っているんです。隅で。観光バスがどんときたときの隅でもいいですから簡易トイレでもいいですからどうですかと言っているんです。

ギャラリーとか栄幼稚園、これ実際に歩いてみたけれど遠いです。かなり遠いです。ですから大変だと。だから教育長自身もこれは遠すぎるなという、実際に見てみてそう感じていると思います。

ですから、案内板を作る等云々はありましたけれど、これ案内板は当たり前のことから、ひとつそういう意見が根強くあるということを経後も認識をしながらひとつできれば設置をしていただきたいなというふうに考えております。大体の流れはわかりました。

それから4点目の協賛会の呼びかけの、岩農校からはじまって、冒頭この問題で余り言いたくないということを言いましたけれども、特に岩農側からは一言もこういうことは言われていませんから、冒頭申し云々と言いましたけれど。

でもやっぱりこの協賛会に対する呼びかけの協力しない云々というの、先ほど緑陵高校云々と言われましたけれども、実はその中で財政的な事情ですか、そんなに協賛会に入ってからといって大金を、何も出す必要もないと私は思っているんです。

ですからそういう考えが決まってしまった以上、変えることができないのかどうかということです。

と言いますのは、質問の中で言いましたように、美唄からかなり岩見沢の5校に通学している、この人数というのはかなりなものです。おそらく教育委員会では掌握していると

思いますけれど。

逆に、岩見沢から美唄にまた通っている生徒数もかなりいるんです。そういう実態を見てもみますと、どうも何回も言って申し訳ないんですけれども近所づきあいです、やっぱり。悪いです。

ですから、ひとつ市の考え方としてはそういう方向付けあるんだけれども、いろいろ意見が出ていますよと、どうも実態にそぐわなくなってきた、変えますからと、そういう考えがあるのかどうかということもこの場でちょっとお聞きしたいそのように思います。

●議長林 国夫君 市長。

●市長桜井道夫君 森川議員の質問にお答えします。

花嫁対策でございますけれども、後継者対策の一環としてこの花嫁対策、非常に重要な地位を占めているものと思います。

その前に、やはり後継者対策というのはやはり個々の農家がいろいろな意味で経営がよくなるような対策をしなければ、これも花嫁は集まらないという部分でございますので、後継者対策により一層力を入れてまいりながら、花嫁対策にもつながるような施策を講じてまいりたいと考えてございます。

それと2点目の「ふっくりんこ」でございますけれども、これはブランド米というのは1つではなくて2つ、3つあってもいいわけでございますけれども、いままで「おぼろづき」をいろいろな形で長年、いろいろな意味で市民の協力を得ながらきた経過がございます。「ふっくりんこ」が第2のブランド米になるかどうか、この可能性も私ども十分見極めながら、これが育つような環境づくりに努めて

まいりたいと考えております。

3点目でございますけれども、まず中央バスの待合所がなくなったこともありまして、非常に利用者の方にご不便をかけているということで、市と中央バスが共同で1階に暖房付きの待合室スペースを作る、これが第1段階でございます。

これがいろいろ利用されて、2階のトイレで間に合わなくなったような状況も今後考えられることは考えられますので、この状況も見ながら判断しなければいけませんけれども、私どもいまの財政状況、それと下のスペースにそういうものが設置できるかどうか、このあたりも十分見極めなければいけないと思っていますけれども、現在のところはとにかく2階のトイレに階段とエレベータで上がっていただいて利用していただきたい、こういうような趣旨で説明をしたものでございます。

それから4点目の岩農の問題でございますけれども、これにつきましては数年前に市外の高校の記念式典等には協賛金は出さない方針を決めておりますので、これにつきましては今後変更できるかどうか非常に難しいものがありますけれども、ただ祝賀会の出席等に関しましては、これはスケジュール調整を行った上、できるだけ出席するような努力をしてまいりたいと考えております。

●議長林 国夫君 教育長。

●教育長村上忠雄君 森川議員のご質問にお答えいたします。

トイレの設置についてでございますけれども、アルテピアッツァの空間というのは癒しの空間ということで、施設の内部、また駐車場等、いわゆる外側になりますけれどもそう

いった部分含めて全体的なバランス、雰囲気そういったものを大切にしているところであると。

ただ私どもそこにトイレを作らないということではございません。これまでアーツスペースギャラリー、そしてことし新たにカフェ、工房ができましたけれども、そういった中にトイレ設備も作っております。

先ほどのご答弁の中で、バスがきたときには一時的に混雑する場合があるということを申し上げましたけれども、今年度に入りまして大型バスによって40人以上のお客さまがいらっしゃったことはこれまで5回ほどございます。確かにそういったときには一時的に混雑することもあるかと思っておりますけれども、このことにつきましては看板等設置しまして、アーツスペースからギャラリーまで100メートルちょっとあるかもしれませんが、この辺につきましてはひとつ利用者の方にご理解をいただくということで、案内看板の設置ということは、これはしたいと思っておりますけれども、そういったことをご理解をいただきたいな、そんなふうと考えているところでございます。

●議長林 国夫君 次に移ります。

7番長谷川吉春議員。

●7番長谷川吉春議員（登壇） 平成19年第3回定例会にあたり、大綱5点について市長にお尋ねいたします。

大綱質問の1点目は、農業行政についてであります。

本市の基幹産業である農業はいま大きな危機に立たされています。対外的には危機的状況にある国内農業に追い打ちをかける日豪経

済連携協定交渉や、国内的には大多数の中小農家を政策の対象から排除する品目横断的経営安定対策などがあります。

そればかりでなく、国の農業政策が猫の目のようにくるくる変わり、農業経営に長期の展望が見出せないばかりでなく、国の農業政策に携わる行政のトップの相次ぐ不祥事が農業の将来に一層の不安を呼び起こしています。

とりわけ安倍内閣の初代農政大臣となった松岡利勝氏は事務所費問題で自殺に追い込まれ、2代目の赤城徳彦氏も同じ問題で参議院選挙後に更迭。さらに遠藤武彦氏は大臣就任のわずか1週間で辞任に追い込まれました。

辞任に至ったのは遠藤氏自身が組合長を務める置賜農業組合が農家の名前を勝手に使って加入者を水増しして、共済掛金を不正に受給していたり、また国から補助金を交付されている団体である山形県家畜商業協同組合から政治資金規正法に違反する政治献金を受け取っていたためであります。

これは、国民の大きな批判を受けましたが、とりわけ農業生産者にとっては農業の将来の不安に一層拍車をかけるものとなりました。こうした農業をとり巻く厳しい環境が、本市の農業にも大きな影響を及ぼすことは明らかであります。

そこで具体的にお聞きいたしますが、その1つ目は今年度の主な農産物の作柄についてであります。

今年は春先の高温続きの天候や降水量が少なかったり不順な天候が続いていましたが、そのことが作物の作柄にどのように影響しているのか心配です。今年の主な生産物の作柄がどうだったのかお聞きいたします。

その2つ目は、品目横断的経営安定対策についてであります。

この問題についてはこれまでもたびたび質問させていただいていますが、品目横断的経営安定対策が今年の4月から実施され、約半年を経過していることから改めてお聞きいたします。

1点目は、現在の認定農業者数と認定されていない農家戸数がどのように変わっているのかお聞きいたします。

2点目は、作付面積の変動についてであります。全国的に見ればこの対策事業によって、地域によって違いがありますが、作付面積が大きく変わっている地域もあります。本市の場合、この事業の代表品目の作付面積は昨年と対比してどのように変わったのかお聞きいたします。

3点目は、この対策によって農家の収入が10%減収になるということが、今年の第1回定例会での私の質問に答えられた市長のご答弁でした。私はこの品目横断的経営安定対策は農家経営を安定させる対策ではなく、今でも厳しい農家経営を一層不安定にするものであることを指摘し、国に対し抜本的に改善するよう強く働きかけるべきだと言いましたが、市長は国に対する要望、要請の活動をどのようにされてこられたのかお聞きいたします。

その3つ目は、農地・水・環境保全向上対策事業とその進捗状況についてであります。

農地・水・環境保全向上対策事業については今年からの新しい事業として第2回定例会で補正予算も組まれましたが、この事業内容と進捗状況がどのように変わっているのかお聞きいたします。

その4つ目は、本市の農地の休耕状態についてであります。

本市には農家の人たちのさまざまな事情から、農地でありながら耕作されない遊休地が散見されますが、本市の遊休地がどれだけあるのか、また耕作面積に対しての比率はどうなっているのかお聞きいたします。

その5つ目は、農産物のバイオ燃料化に対する基本的な考え方についてであります。

昨今世界的にみれば農産物によるバイオ燃料化が進んでいます。これは地球の温暖化を防ぐための二酸化炭素の削減のためにも、また化石燃料の枯渇対策のためにも重要な対策であり、今後世界的な規模で進むことが考えられますが、同時にそのことによってこれまで食料や家畜の資料として栽培されていた農産物がバイオ燃料の原料に回され、各地で食糧不足や飼料の高騰による商品の値上がりにつながるなど大きな問題になっています。

一方では、商業ベースによるバイオ農産物の栽培拡大のために、南米や東南アジアでは森林開発が進み、地球環境を守るべき化石燃料の代替燃料として開発された農産物のバイオ燃料化が、逆に自然や環境の破壊につながっているという、極めて深刻な状況も生まれています。このような現状に対し基本的などのようにお考えなのかお聞きいたします。

大綱質問の2点目は、まちづくり懇談会についてであります。

その1つ目は、日程の設定についてであります。

今年度のまちづくり懇談会は、8月20日から始まり、私も何カ所かの会場に参加させていただきましたが、説明会が終わってから参

加者からの意見もありましたのでお聞きいたします。

1点目は、参加者が全部で何人だったのかお聞きします。

2点目は、日程のとり方ですが、市の説明のテーマはごみの有料化、病院の再編問題、下水道使用料の値上げの問題でありましたが、この一つひとつが直接市民の生活に関わる問題だけに、市民からも多くの意見が出されましたが、1時間30分の予定時間では意見を出し切れないまま終わってしまうということがありました。現に8月31日の総合福祉センターでは6時30分から始まって、8時30分で終わりましたが、時間も遅くなって下水道使用料についての質問ができないままでした。参加者にお聞きしますと、下水道問題ではいろいろ聞きたいことがあったが時間が遅くなったから質問しなかったとのこととあります。

3点目は参加者からの意見がどのようなものが多かったのか。また出された意見を市政にどのように反映させようとしているのかお聞きいたします。

その2つ目は、地域の実情にあった説明のあり方についてであります。テーマは同じでも地域によって状況が違う場合があります。たとえば下水道について言えば、供用開始してから数年を経過している地域と、これから下水道を設置するところでは大きく事情が違います。

その地域の事情にあった説明にもっと工夫をすることが必要だったのではないかと思います。どのようにお考えなのかお聞きいたします。

大綱質問の3点目は、南美唄地域の今後の

施策についてであります。

その1つ目は、各施設に対する対応についてであります。南美唄にはすでに用途廃止になった施設や今後用途廃止を予定しているいくつかの用途廃止を予定するなど、いくつかの施設があります。それらの施設の今後の対応についてお聞きいたします。

1つは、南美唄生活館についてであります。これは本定例会に生活館を廃止するための条例改定が出されていて、まだ廃止が決まったわけではありませんが、古くなった生活館を新しく建て直して地域福祉会館として現在建設中であるので、そうした経過から生活館の廃止はやむを得ないものと思いますが、廃止後の施設の活用などについて、地元との話し合いはどのようになっているのかであります。また用途の廃止後は電気水道などの管理はどのようになるのかお聞きいたします。

次に、旧寿の家についてであります。旧寿の家は今年の4月から用途が廃止になりましたが、あの施設の近くには大山祇神社があり、旧寿の家にはおみこしを保管してあることから、解体についてはできるだけ避けてほしいという氏子会からも意見が出されていますが、どのようにお考えなのかお聞きいたします。

3点目は、旧ごみの処分場の埋立地と焼却炉、煙突についてであります。最初に埋立地についてであります。

4月から埋立地が茶志内の方に移転して、現在南美唄の方は使用されていなく、地域の人たちは悪臭がなくなったことと、カラスの被害が少なくなったことで喜んでいますが、

埋立地の現状はどうなっているのか、また今後どのようにするのかお聞きいたします。

その2つ目は、道路・側溝整備についてであります。

南美唄は美唄市の人口の約1割の人が生活していて、その生活の基盤である道路・側溝については市としても整備をされてきていますが、まだまだ大きな立ち遅れがあります。

特に、側溝整備については炭鉱閉山後の住宅が多かったり、空き家が多いこともあって整備しなければならない箇所が多くありますが、今後の計画についてどのようにお考えなのかお聞きいたします。

大綱質問の4点目は、道路整備についてであります。

道路は私たち市民にとって重要な生活基盤の1つですが、その整備についてお聞きいたします。

その1つ目は、国道12号線の拡幅工事についてであります。

国道12号線の拡幅工事についてはこれまで共産党議員団として美唄区間の12号線の全線4車線化を急ぐよう、数回にわたって国や道に要望書を提出し、交渉を行ってきました。今年度南部地区が事業として採択されたとのことですが、現在までの国道12号線の全体整備計画の進捗状況と光珠内跨線橋の具体的な工事内容がどのようになっているのかお聞きいたします。

その2つ目は、美浦大橋の開通に伴う西7線の改良工事についてであります。

現在美浦大橋の架設工事が進んでいますが、その進捗状況がどのようになっているのかお聞きいたします。また、西7線についてであ

りますが、美浦大橋が開通されれば当然大型車両も含め交通量が大きく増えることが想定されますが、西7線は道路幅も狭く、また地盤が軟弱であることから改良が必要ですが、その整備がどのように進んでいるのかお聞きいたします。

大綱質問の5点目は、病院の統合問題についてであります。

今月12日の地域医療問題調査特別委員会において市長は医師の確保が極めて困難であることから、労災病院と市立美唄病院の統合については断念をせざるを得ないと言われました。

市長はこれまで地域医療の確立は最重点の課題であるとして、その実現に向けて努力されてこられました。しかしその努力にもかかわらず病院の統合を断念せざるを得ないということはまさに断腸の思いだと思いますが、私はそうした市長のご努力に対して、また統合を断念するという勇氣ある決断に対して、改めて敬意を表するものであります。しかし同時に、なぜもっと早くそうした決断を下せなかったのかのかという問題があります。

統合ができるかできないかの最大の要素は、医師がどれだけ確保できるかにかかっていますが、医師の動向がどうなのかの情報を、労働者保険福祉機構だけを窓口にしてきたことに大きな問題があると思います。

労災病院の医師の動向については、ほかにもいろいろ知る方法があったと思いますが、そうした情報を的確に判断してなぜもっと早い時期に統合を断念できなかったのかお聞きいたします。

もう1つお聞きしたいのは、統合しないと

して今後の問題についてであります。現在市立美唄病院の不良債務は20億円を超えており、市の財政を大きく圧迫しています。このままの状態が続けば財政は一層悪化し、財政再建団体になる可能性も含んでいます。今後の地域医療をどのようにしていこうとしているのかお聞きいたします。

●議長林 国夫君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 長谷川議員の質問にお答えします。

はじめに、農業行政について、品目横断的経営安定対策についてであります。本対策へ加入した認定農業者数は539戸のうち500戸となっております。

次に本対策の対象作物の作付面積ですが、水稻は本年度4,558ヘクタールで、昨年度に比べ2%の増、小麦は2,292ヘクタールで21%の増、大豆は1,012ヘクタールで31%の減となっております。

しかし、過去5年間の作付実績から推計いたしますと、対象作物のうち水稻、小麦の変動は少なく、大豆の作付面積は大きく伸びている傾向となっております。

次に、国への活動状況であります。本年6月には「本対策の推進にあたっては多様な形態の農業者が取り組むことができるよう、面積要件の緩和を図ることや対象品目については地域の実情に応じた農産物を加えることができるよう要件の緩和を図り、農業者の所得を確保する」ことなど、全国市長会を通じて要望を行っており、さらに関係機関、団体などと調整を図りながら引き続き要請活動をしてまいりたいと考えております。

次に、農地・水・環境保全向上対策事業の

進捗状況についてであります。本対策事業は農地や農業用水等の資源の良好な保全と、質的向上を図るための共同活動のほか、地域ぐるみで取り組む農村環境の保全に向けた先進的な営農活動に対し、国が 50%、道が 25%、市が 25%負担しあい支援するものです。

市内 19 の活動組織は、計画した用排水路、農道等施設の点検・補修やこれら施設周辺の草刈りのほか、ハーブ等の植栽等の活動はほぼ終え、収穫後に農地の溝きりや水路・農道の補修など、予定された活動が実施されるものと思われます。

次に、農産物のバイオ燃料化に対する基本的な考え方についてであります。バイオ燃料は化石燃料の代替燃料としていまや世界中で技術開発、実用化がなされており、日本においても実用化に向けての研究・実証化が国の支援のもとに盛んに行われております。

こうした取り組みは、地球温暖化の防止や農産物の活用が期待される新技術であると承知しております。しかしながら多くの農業産出国における食料や飼料等の価格高騰や南米における森林開発による環境破壊も事実であると認識しております。

次に、まちづくり地区懇談会についてであります。本年度は 8 月 20 日から 31 日まで 14 カ所で開催し、584 人の参加をいただき、昨年の 227 人と比較をすると倍以上の参加者数でありました。

懇談会の時間配分につきましてはご指摘のようなこともあったと思いますが、市としては「ごみの有料化」「病院再編」「下水道使用料」の 3 点について説明し、可能な限り多くの参加者の皆様のご意見、ご質問をお聞き

するように努めたところでございます。

全体を通じて多かった意見・質問としては、「ごみの有料化」に関しては不法投棄対策ができているのか、分別の仕方をまとめた資料を配布しないのかなどでございました。「病院再編」につきましては、医師確保はどの程度できているのか、統合して経営は成り立つのかなどのご質問をいただきました。「下水道使用料」に関しては、他市とのバランスを考えた設定をしてほしい、あるいは使用料の滞納整理が先ではないかなどのご意見をいただきました。

今回は市民の皆さんの関心が高いテーマということもあり、たくさんのご意見、ご質問をいただきましたので、これらを踏まえてまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、まちづくり地区懇談会の説明方法についてであります。「ごみの有料化」や「病院再編」は市内すべてに共通していると思いますが、「下水道使用料」に関しましてはすでに利用されている地域やこれから整備を行う地域、あるいは合併処理浄化槽のみ利用されている地域など利用状況が一樣ではないため、それぞれの地域で工夫を凝らしたところであります。

ご指摘をいただいた点に関しましては、今後のまちづくり地区懇談会の開催にあたって十分に検討し、さらに改善に努めてまいりたいと考えております。

次に、南美唄地域の今後の施策について、各施設に対する今後の対応についてであります。南美唄生活館につきましては今年度福祉会館を新規に建設することに伴い、その後

の利活用についてこれまでも地域の方々と協議をしてまいりましたが、特に意向もなく、それらを踏まえて老朽化が著しいことから、市といたしましては用途廃止することとしております。

次に、旧寿の家につきましては、南美唄福祉会館が新設されることにより、本年4月行政財産の用途を廃止したところであります。今後につきましては築50年以上経過し、老朽化が著しいことから、とり壊しに向けて時期等について検討してまいりたいと考えております。

次に、埋立地の現状についてであります。本年4月でごみの受入を終了いたしました南美唄の最終処分場につきましては、現在覆土作業を行っており、最低50センチメートル以上の覆土が必要なことから、平成20年度も引き続き覆土作業を継続してまいりたいと考えております。

また、今後につきましては2年間の汚水処理を行った上で、土地所有者に返還したいと考えております。

旧焼却炉につきましては、現在道が策定した「廃止済み焼却炉点検マニュアル」に基づき、定期的な点検を行い、周辺地域に配慮した保守管理を行っておりますが、焼却炉及び煙突部分の解体、撤去につきましては国の補助制度を活用する考えであり、残存部分についてはリサイクルセンターのストックヤードとしての活用などについて今後検討してまいりたいと考えております。

次に、道路・側溝整備の今後の計画についてであります。道路・側溝につきましてはこれまでも地域要望を踏まえ整備を進めてい

るところであります。今後も地域の実状や意向を踏まえ、生活基盤整備の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、道路整備について、国道12号線の拡幅工事についてであります。美唄市における一般国道12号の4車線拡幅整備につきましては、整備実施中の北部地区と今年度事業採択された南部地区があります。

北部地区は大通北2丁目から奈井江町行政界までの約7.2キロメートルであり、平成18年度末で約4.9キロの整備が行われ、進捗率として約68%であります。整備完成予定時期は平成20年代の中ごろになると伺っております。

また、南部地区の4車線整備区間は三笠道の駅付近から進徳1区の間で、光珠内地区整備済み約2.0キロメートルを除いた約6.3キロメートルであり、整備完成予定時期は平成20年代の後半になると伺っております。また、光珠内跨線橋の整備内容は、今後の測量等調査に基づく実施設計により決定されていくと伺っております。

次に、美浦大橋開通に伴う西7線の改良工事についてであります。美浦大橋につきましては北海道が事業主体となり、平成7年度に事業着手をし、平成18年度末事業費ベースで50%の進捗状況となっております。

今年度は中村跨道橋の上部架設などを施行し、取り付け道路として整備する西7号線から西側を含め、完成年度は平成22年度と伺っております。

また、道道開発茶志内線につきましては、平成14年度に事業着手し、国道12号線より西7号線まで約5.6キロメートルを整備する

計画で、平成 18 年度末で約 950 メートルが整備済みとなっております。

今年度は用地測量、用地買収並びに歩道造成を行うと伺っております。美浦大橋開通に伴い、交通量の増加が見込まれることから、今後も早期完成に向けて期成会などとともに要望活動を続けてまいりたいと考えております。

次に、地域医療の確率について、病院の統合についてであります。統合の実現には医師の確保が最も重要であり、これまでさまざまな取り組みを行ってまいりましたが、美唄労災病院の医師に対しては「中間取りまとめ」による一定の方向が整うまで、統合に関する説明などを行うことができなかったところであります。

医師の確保につきましては、今日まで労働者健康福祉機構などと連携し努力してまいりましたが、厳しい現状を踏まえたとき、私として統合を断念せざる得ない状況にあるとの考えに至ったところでございます。

今後につきましては市議会のご意見等を踏まえ、最終的に判断をしてまいりたいと考えておりますが、市民の皆さんが安心して暮らせるまちづくりを進めていく上で、地域医療の確保は最優先課題でありますので、早急に新たな医療体制を構築するため、最大限の努力をしてまいります。

なお、今年度の主な農産物の作柄について、本市の遊休農地の状況につきましては農政部長から答弁をさせていただきます。

●議長林 国夫君 農政部長。

●農政部長林 信孝君 今年度の主な農産物の作柄と、本市の農地の休耕状況については

私からご答弁させていただきます。

本市の今年度の主な農産物の作柄についてであります。水稻につきましては7月上旬から中旬にかけての低温がありましたが、いまのところは平年作よりややよいものと思われます。

次に、秋まき小麦については収穫時の雨の影響も少なく、平年作よりもよいものと思われます。また、初冬まき小麦は平年作よりもよいものと思われますが春まき小麦は収穫時の雨の影響を受け、平年作を下回るものと見込んでおります。また、大豆については「ほぼ平年並み」、たまねぎは干ばつの影響を受け平年作を下回るものと予想しております。

次に本市の遊休農地の状況についてですが、遊休農地は平成 17 年度の農林業センサス調査においては 35 ヘクタールとなっており、その割合は耕地面積 9,460 ヘクタールの約 0.4%となっております。

●議長林 国夫君 7 番長谷川吉春議員。

●7 番長谷川吉春議員 この場から何点か再質問させていただきたいと思います。

最初に、いわゆる農業行政の問題で、品目横断的経営安定対策についてでありますけれども、先ほど申し上げましたけれども、日本の農業大変大きな危機にあるわけです。現状としていま美唄は米が比率としてかなり多いわけですが、米が日本人の主食でありながら、作れば作るほど赤字が増えるというのが実状なわけです。

品目横断的経営安定対策は、輸入農産物を一層大規模に進めるための、農産物のコスト削減のために中小農家を切り捨てる、そうした内容を持っていると思うわけです。

市長はこれまでも国に対して改善の要望を働きかけてきておられますけれども、そうした要望・要請を一層取り組みを強めていただきたいと思うわけです。これは、要望ですのでご答弁していただかなくて結構です。

次に、農地・水・環境保全向上対策このことに関してですけれども、これはほかの同じ農業行政のほかの項目とも関連ありますけれども、先ほどのご答弁で本市には35ヘクタールの遊休農地があるということでご答弁されたわけです。

美唄全体の農耕地というあれからみれば、0.4%というそうした比率ではありますけれども、35ヘクタール、非常に素人のあれで言えば、農家の人たちは35ヘクタールというのはそう大きな面積ではないと思うかもしれませんが、一般の人たちから見ればかなり広い面積になると思うわけです。

先ほどバイオ燃料の問題で質問、お聞きしましたけれども、このバイオ燃料いままさに世界的な規模でそうした技術が開発されて、バイオ燃料化、農産物をバイオ燃料の原料にすると、そうした動きが大規模な形で今後進んでいくのではないかとこのように予想されるわけです。

そうした中で、私はこの休耕地、遊休地を活用してそうしたバイオ燃料を栽培することができないのかどうか、ということであります。

当然そうしたところに農産物栽培するということになれば、生産コストが高くなるわけですが、それを農地・水・環境保全向上対策のそうした交付金を活用してこの遊休地を運用して農産物を栽培するということが

できないのかどうかと。

それぞれ制度の違い、そういうものあると思いますけれども、そうしたことができないのかどうかということについてひとつお聞きしたいと思います。

それから次に、南美唄の生活館ですが、用途廃止後については、用途が廃止すると、地元の人たちも利用するということはそれを、管理を引き受けて利用するということは考えていないということですが、この南美唄生活館、災害の避難場所になっているんです。南美唄地域がご承知のとおり地域の周り、外側の方には結構いろいろ町内会の会館だとか、コミュニティーセンター、あるいは小学校、中学校、そういう公的な施設あるいは町内会が管理している会館だとか、そういうものがあるんですが、地域の真ん中には生活館しかないんです。

そういうことで、用途廃止のあとにも普通財産となったあとにでもそうしたものとして使用するのかどうかということが1つと、もう1つは、普通財産になった場合、いわゆる地域の人たちがその場所を借りたいと、何かの会合だとか何かのことで使いたいという場合に、貸していただけるのかどうかということです。

もちろん日常的にそこは管理されていない、あるいは水道も電気も止まっているという状況だとか、冬になったら除雪されないという状況もあるから、地域の人たちが借りとしてもかなり条件が狭まると思うわけですが、そうした地域の人たちが借りたいという場合には貸していただけるのかどうか、それを1つお聞きしたいと思います。

それから病院の統合問題ですけど、医師の確保という問題でありますけれども、医師の確保、機構との関係もあってなかなかそういう情報を的確に判断するということではかなり難しい面、そういうものもあったと思うんですけども、私は機構との話し合いばかりでなくて、そこだけを窓口にするのではなくてさまざまな方法で、そうした情報を早く知ることができたのではないかと。いわゆる市側のいろいろな努力によって、そうすることができたのではないかと思うわけです。

これまでも労災病院の方ではいわゆる美唄市地域医療を考える会が何回かにわたって集会を開いて、そうした中でそうしたお医者さんの動向だとか、あるいは職員の人たちの考え方、そうしたものもいろいろ出されているわけですけども、そうしたことから情報だとか、いろいろな形で情報を入手することができたと思うんですけど、そうした非公式の情報を含めてそうしたお医者さんの動向を早くつかんで、そしてもっと早い時期に統合を断念するということが、そうすべきだったのではないかと思うわけです。

私は 12 日の特別委員会の中でも申し上げましたけれども、いまの時期に統合を断念するということ、もっと早い時期に統合を断念するということでは、大きな違いがあると思うわけです。

たとえば労災病院の職員の人たちの自分たちの身の振り方をどうするかという問題、あるいは美唄の市立病院に働いている人たちの身の振り方をどうするかということ、それぞれそこに働いている職員の人たちが自分たち

の将来のことも含めて大変混乱してきた、極端に言えば迷惑をかけてきたと思うんです。

そういう点で言えば、私はそうしたお医者さんの動向をもっと早い時期に的確につかんで、早い時期に決断するということが必要だったのではないかと思うわけですけども、その点についてもう 1 度ご答弁をお願いしたいと思います。

それからもう 1 つは、いま申し上げましたように、決断が遅れたということで患者や職員に対し、そうした不安を引き起こす、あるいは将来に対する見通し、いろいろ条件が違ってきていると思うんですけども、そうしたことに対して市長として、そうした迷惑をかけた人たちに対してどのように責任を感じているのか、その点についてお聞きいたしたいと思います。

●議長林 国夫君 市長。

●市長桜井道夫君 長谷川議員の質問にお答えします。

はじめに、農業行政につきまして、農地・水・環境保全向上対策についてであります。本対策の共同活動支援交付金は、直接の生産活動や農家が本来負担すべき営農活動には使用できないこととなっておりまして、バイオ燃料用の作物を栽培することへの活用はできないものと判断しております。

次に、南美唄生活館の用途廃止後の活用についてであります。南美唄生活館はこれまで南美唄地区の避難施設として指定をしておりましたが、このたびの生活館の廃止にあわせ、避難施設としての指定を解除し、新たに南美唄福祉会館を指定してまいりたいと考えております。また、廃止後の活用につきまし

ては老朽が進んでいることから住民の利用は考えていないところでございます。

次に、病院の統合についてであります、医師の動向につきましては最終的に機構との協議の中で確定したところでございます。また、医師の確保に向けましては厚生労働省、労働者健康福祉機構、美唄市の3者が連携して取り組むなど、統合の実現に向けたさまざまな取り組みに一定の時間を要したものであります。

機構とは本年6月に「中間とりまとめ」を確認し、国の判断を待つ段階まで協議が進んだものの、統合を断念せざるを得ない状況に至っていることにつきましては、改めて医師の確保の難しさを痛感しております。

今後も市民の皆さんが安心して暮らせるまちづくりを進める上で、地域医療の確保は最優先課題でありますので、早急に新たな医療体制を構築することが私の責務と考えており、最大限の努力をしてまいりたいと考えております。

●議長林 国夫君 7番長谷川吉春議員。

●7番長谷川吉春議員 1つはいわゆるバイオ燃料の問題と、農地・水・環境対策事業との関連ですけれども、先ほど申し上げましたけれどもバイオ燃料、いま大変な勢いでそうした技術も開発されていますし、農産物を燃料化していくというのは急速に広がってきているわけです。そのことによって世界的に見れば、各地でこれまで食料や家畜の飼料にしていたものをバイオ燃料の原料にするということで、食糧不足が発生しているということもありますし、そうしたものを栽培するために森林を破壊していくという、地球環境を守

ると言いながら、逆に地球環境を破壊していくという実態も生まれているわけですが、このバイオ燃料の問題で言えば、日本の政府は2010年までにガソリンの約2割をバイオ燃料にしていきたいという方向を出しているわけです。

そうすると、それがどれだけの量になるのかちょっと見当もつかないんですけれども、これは大変な規模の農産物がそうしたバイオ燃料に変えられていくというわけになるわけです。

当然そうした中で、先ほど申し上げました空き地を利用するとか、いろいろな施策を組み合わせる形で農産物を栽培するというそうした方向も今後の中では当然検討されていかなければならない、そう思うわけです。

そうした面で、今回私の質問はそうした農産物を栽培するために農地・水・環境向上対策の事業の交付金を使ってということで申し上げましたけれども、その点についてはいまの制度、対策事業の性格からいって活用できないというご答弁だったわけですが、そうした事業にこだわらず、その事業は事業として弾力的な運用ということが図られないかどうかということもありますけれども、同時にそうした農産物を生産していく、それがコストとしても引き合う、そうした対策も今後の研究課題として取り組んでいかないとないかと思うわけですが、そうしたことについて市としても国に働きかけていく必要があるのではないかとこのように思うわけです。

それから次は、病院の問題ですが、統合の問題についてはただいまのご答弁で私が

十分納得できるご答弁ではなかったけれども、いまの時点で言えばこれ以上この問題で繰り返しても同じ答えしか出てこないのかなと思いますので、その点についてはしませんけれど、市長も2回目の答弁の中で地域医療を確立するために今後ともそれを最優先課題として取り組んでいきたいとご答弁されているわけです。

私は今後の問題として、ということで非常にいま大きな、今後、さしあたり今日明日という問題ではないかも知れませんが、いわゆる道全体の、あるいは国全体の医療体制とのかかわりもありますけれども、いま道とそれから3つの医療関係の大学、それから市町村などで構成している道医療対策協議会があるわけです。これは会長が高橋知事ですけど、その分科会が8月27日に行われたわけですけども、その中で自治体病院の再編を促す広域化連携構想、これの素案が発表されたわけです。

しかし、この中身まだ十分判らない部分もありますけれども、それに参加した地域の首長、市町村長、そういう首長がどのようなことを言っているかと言うと、現在の患者動向を反映しない機械的に分けても地域が混乱する、いわゆるこの素案で出されているのは、各ブロックを30に分ける、北海道の地域を30に分けて、それぞれ、この分科会の中ではクラスターという言葉を使っているんですけど、地域ごとにまとめた形で30のブロックに分けるとということで、美唄の場合で言えば新篠津、それから岩見沢、三笠、月形、美唄ということでの1つのブロックに分けて、その後いろいろ検討された中で新篠津を除いて

由仁とか長沼、そういうところも入れた区域ということでの30のブロックの区域分けされたりしているんですけど、そうしたブロックわけに対しても首長からはこのような機械的に分けても地域が混乱するということだとか、お医者さんがよその病院に移っても患者がついていくとは限らない、ということだとか、そうしたいろいろ批判的な意見も出されているわけです。

果たしてこうしたものが、現実性があるのか、あるいは実現できるのかどうなのかということなんかもいろいろあると思うわけですけども、しかし同時にこれが道の構想だとしたら、いまの段階で言えばまだ素案ですけども、これが道の素案だとしたらこのことが美唄の地域医療に対しても非常に大きな影響を及ぼすと、将来の問題として。

これは何年後になるかも知れませんが、これが具体化されるのは何年後になるかわかりませんが、当然美唄の医療体制にも大きく影響してくるのではないかとこのように思うわけです。

それでお聞きしたいのは連携構想、広域化連携構想というものの基本的な中身、どのように押えておられるのかお聞きしたいのと、もう1つはそうしたいま申し上げた各区域が分けられていますけれども、そうした区域、いわゆるクラスターとして分けられている区域の設定、そうしたものに対してどのようにお考えなのか、そういうことも含めてお答えいただきたいと思います。

●議長林 国夫君 市長。

●市長桜井道夫君 長谷川議員の質問にお答えします。

はじめに、農地・水・環境保全向上対策の中でバイオ燃料のことをございますけれど、先ほど申し上げたとおり本対策の共同活動支援交付金を遊休農地の生産活動などに活用することは難しいものと考えております。

なお、遊休農地のあり方につきましては、今後とも農業委員会や農業団体など等とも調査研究してまいりたいと考えております。

次に、自治体病院等広域化・連携構想についてであります。この構想素案は8月27日に開催されました北海道医療対策協議会・自治体病院等広域化検討分科会に道が提示したものでございます。

その概要につきましては道内すべての市町村立病院を対象として、地域の核となる中小規模の病院の存在を前提に、市町村を30区域に分けて自治体病院が単独ですべての機能を担うのではなく、近隣の医療機関と広域的に連携し、地域に必要な効率的な医療提供体制づくりに役立つよう策定されたもので、強制力をもって実施するものではなく、「道から市町村への提案」と位置づけられております。

30区域の設定は、実際の患者の動向や地理的に連続した区域の設定、区域間距離が小さく以前から相互の関係が深いブロックの一体化などを前提に連携区域が調整、設定されたものであると承知してございます。

今後の具体的な広域化・連携の検討は、2次医療圏ごとに設置されている、「地域保健医療福祉推進協議会」で基本的な考え方を話し合った後に、各設定区域に関する市町村、医療機関、関係団体、住民代表による検討会議に移行するという2段階で進められる予定であり、開催時期等につきましてはまだ通知さ

れていないところでございます。

●議長林 国夫君 次に移ります。

8番米田良克議員。

●8番米田良克議員（登壇） 2007年第3回定例会にあたり、大綱5点について質問をいたします。

その1点目は自治体業務の電子化の推進についてということでお尋ねをいたします。

先の第2回定例会で、行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する条例というのが提案され、可決決定になりました。そしてこれの具体化という形で8月号のメロディの13ページ、これに9月1日から電子申請がスタートしますというお知らせが市民の皆さんになされたわけです。そして、インターネットで各種の手続きができますという内容です。ここで挙げられているのは住民票の交付とか転出届とか戸籍謄本の交付申請、水道の使用中止など8項目が挙がっております。

それで、この条例のかかわりで、この9月1日から始まった電子申請の利用の状況がどんなものかというのを伺いしたいと思います。

それからあわせてこの条例提案のときに説明がありましたが、従来から各種申請用紙についてはインターネットを使ってダウンロードでとることができるということだったわけです。そのダウンロードで用紙をとるという、このサービスの利用状況がどんな状況かということもお尋ねをします。

それからこの電子申請が可能になるという業務の関係課は3つあるわけですが、それら担当課のこの申請への対応の体制がどんなふうになっているのかということをお尋

ねいたします。

それからこの条例ができるときの説明として、「行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する法律」という法律があるんです。略称オンライン化法というふうに言われているんですけども、この説明の中で、オンライン化法が適用されない条例等に基づく手続き等について、オンライン化を可能にするものです。この6月に決まった条例が、オンライン化法ではやれない中身についての手続きを可能にしますという、そういう説明だったわけです。これは、どんな内容を意味するものかということのお尋ねをしたいということです。

次に、大綱の2点目は介護保険についてであります。

まず1つ目は、現状と問題点についてですが、昨日同僚議員の方でも介護保険を取り上げられました。できるだけ重複は避けるようにして、ちょっと組み立て方が違うものですかからやらせていただきます。

大手の介護事業者の不正が明らかになって、事業の停止などが報道されて、別の事業者にも事業が譲渡されるなどが報道されました。これらに関わっての報道を見ておきますと、それらの中で現行の介護保険制度の問題点を指摘されておりました。

それは、介護報酬が低いために、事業者の経営が極めて厳しいということですか、そのことが中には利益を求めるためにやっているのではないNPOでも事業から撤退をせざるを得ない状況があるとか、それから事業所で働いている人たちの給与が低いために勤め始めてもすぐにやめてしまうとか、人材が育

たない、あるいは常に人材難であるとか、あるいはサービスの質が低下すると、こういう指摘などもなされておりました。

事業譲渡がもし行われるとすると、それまでサービスを受けていた利用者が同じようにサービスを受けられるかどうかについて非常に不安があると。実際、受けられないというケースも中にはあるようですけれど、これは事業拡大を優先させて、通常ならどの業者も引き受けられないような厳しい条件の利用者も引き受け、経営の無理を不正で埋め合わせる、あるいはサービスにあたるヘルパーなどの雇用条件にしわ寄せをするなどして、企業の維持拡大を図ったということが原因だろうと思います。まともな事業所では余り厳しい条件では仕事を引き受けられないのが実態だということでもあります。

お尋ねをする部分であります。昨年4月の法改正で、利用者に起きた変化がどんなものであったかということをお尋ねします。その変化の中身、それからその分析についてもお尋ねをしたいということです。

それから2つ目は、介護保険事業者の経営の状況についてであります。美唄の介護保険事業者の経営の状況がどうなのかということをお伺いします。個別の業者についてどうのこうのということをお尋ねするつもりはありません。市としての概括的な押さえでご答弁をいただければと思います。

それからテレビ報道によれば介護職員の平均給与は全職種の平均の3分の2だと。調査によればホームヘルパーの8割は非常勤だということで、研修とか育成が十分でない事業所も少なくないということでした。

NHKの解説員がプロのヘルパーの仕事を
知るために密着取材をしたということで報告
がありました。この中では、この解説員が体
験したプロの仕事ぶりというのは非常に専門
性が高くて前向きに仕事をやっておられる。
そして個々の利用者の状況を、十分に理解を
してしっかり寄り添って、そして利用者の持
っている能力を最大限に引き出すという形で
頑張っておられた。その仕事に向かう姿勢は
見事なものでありますという報告をしており
ました。

美唄市では、介護の仕事にあっている職員
の方々に対して、職場での定着の度合いがど
うなのか。勤めてすぐやめるといようなそ
うい状況がないのかどうか。それから雇用
の形として正規職員とそうでない人の比率が
どんなぐあいなのかというのを伺いたい。

また、一般的に現在言われている介護の現
場の姿というのは、先ほど申し上げた各種問
題点のために、事業者が定めた基準に従って、
決められた内容だけを消化するという仕事の
やり方が広がっていると報道されております。

これはもちろん全部ではないわけですが、
でも、そういう事業所も結構多いと。これは
意欲をもって、たとえばヘルパーという仕事
をやろうとしても、自分の意欲を生かしたり、
創意工夫を生かしたりということとはできない
ということです。会社の言うとおりにやって
いる、ぱっと終わらせて次に行かなければな
らない、そういうやり方になっているという
ことです。

このような状況というのは、NHKの解説
員の調査とはまったく異なる状況で、サービ
スの質の低下が心配されるわけです。美唄市

の場合にこういう心配をしなくていいのかど
うかということをお伺いします。

2つ目として、介護保険のこれからについ
てお尋ねをしますが、市としてのあるべき介
護保険の実現ということについて、美唄市の
市政推進の柱の1つは福祉であります。美唄
市は高齢者や障がい者の福祉には、とりわけ
しっかりと取り組むことが重要と考えます。
そういうふうに関までもされてきていると思
います。

高齢社会に入って、これは今後さらに高齢
化が進むと思いますし、高齢社会に生きる高
齢者が美唄市で生きることに関喜びを感じな
がら生活ができるという、そのことを実現す
ることが市政の責任だと思います。

しかし国の財政は厳しいし、市もまた同様
でありまして、国の政策を補うことのできる
状態ではないと思います。市独自の努力には
限界があると思いますけれども、介護保険制
度の運用での充実をぜひ図っていただきたい
と思うんです。このことについての考え方を
伺いたします。

また、制度改善や政策としての見直しなど
は、国レベルでの問題でありまして、自治体
としての強い国への働きかけも必要と考えま
すが、どんな取り組みをされているか伺い
をいたします。

大綱の3点目は、市政における平和憲法の
具体化についてということで、ちょっとわか
りにくいタイトルかもしれませんが、具体的
にお聞きをしますと、まず1つは恒久平和を、
日本国憲法というのは大きな柱の1つに平和
をうたっております。その実現の手立て、方
法として軍備を持たないという、そういうう

たい方をしているわけです。

市長というのは憲法を守らなければならないという立場にあるわけです。ですからこの日本国憲法の求める恒久平和というものを美唄というまちの中でどう実現していくかというのは、これは私は大きな仕事の1つだと思うわけです。そのことについてどんなお考えをお持ちであるかということをお聞きしたいということです。

それから市民の中に、平和への意識を高める努力をどんなふうにされておられますかということです。

憲法記念日が5月3日でありまして、日付はちょっと忘れましたけれども、その5月3日までのところで何回かシリーズで北海道新聞がタイトル忘れましたけれども北大の教授をやっておられた80歳の方と、それから若い学生の対話、そういうシリーズが載っておりました。

老学者はいかにいまの憲法を守るかということに、本当に心を砕いておられる。現在の日本の現状では本当に心配だということ。ところが若い学生、これは女子学生ですけども、やっぱりはっきり軍隊を持って、自分の力で自分の国を守らなければならないというそういう考え方に立つべきではないかという考え方です。それがいろいろな場面を2人で経験して歩くことによって、女子学生の考え方がだんだん変わっていくという、そういう何回かのシリーズで新聞には載せておりました。

黙っていますといま小泉さん、それから安倍さんと総理大臣が続いてきて、安倍さんはやめてしまいましたけれども、これらの中で

は、小泉さんは特徴的にアメリカの9.11の攻撃を受けたことに対してブッシュは直ちにこれは戦争だということで戦う、全面的にテロと戦う、それを一番先にもろ手を挙げて賛成して支援表明したのが小泉さんです。そして、随分国会でももめましたけれども、結局自衛隊をイラクへ派遣してしまった。本当に運がよかったと思うんですけども、自衛隊員の中から1人の犠牲者も出すことなく、陸上部隊については撤収が完了しました。また、自衛隊員は誰に向かっても1発の銃弾も発砲することなく終わったわけです。これは奇跡に近いことであると私は思っています。ものすごく日本について言えばついていたということだと思うんです。

一方で、小泉さんは在任中毎年靖国神社への参拝を強行しました。アジアの国々の声に一切耳を貸さなかった。いくらかしたのかもしれない。8月15日にやらないということとか。そういう状況。

これをそっくり引き継ぐ形で安倍さんが引き継いだわけです。いまでもインド洋での海上自衛隊のアメリカ等の艦船への給油活動ができる見通しが立たないということが直接の、彼に退任する理由でした。そういう説明をしました。

こういう空気の中で、いまの若い方々に聞くと、自らの軍隊で自らを守るというのはあたり前の話。もっと明確に軍隊と位置づけをするべきだという意見を持っている人が随分増えているということです。わかりやすく考えるということです。

ですから、そのようなことは、本来ではないのではないか。いまの日本の憲法の考え方

からすれば、それは本来ではないのではないかと考えるわけです。

ですからそれで市として市民の中に平和への意識を高めるという、そういう努力をもっとされてもいいのではないかと、その考え方はどうですかということをお尋ねしたいと思います。

それから3つ目の広報メロディのことですが、これは役割というのはちょっと適切でないかもしれませんが、これも8月号のメロディですが、ご覧になった方もいらっしゃるかもしれませんが。8ページにまちのできごとハローホットという欄に、創立30年記念美唄駐屯地一般開放という記事があるんです。

そこで大きい写真は音楽隊の写真です。ここにちょっと小さい写真、この写真の中にあるのは戦車です。ちょっと短い記事ですから紹介しますが、

「美唄駐屯地創立30周年・第2地対艦ミサイル連隊創隊15周年記念行事」が6月24日に駐屯地を一般開放して行われました。音楽隊による演奏や訓練・装備品の展示、観閲行進などが行われ、普段目にすることのない装甲車やミサイル発射機の迫力ある姿が披露されました。中でも戦車の試乗は長い行列ができるほどの人気で、力強い走りに乗り終えた子どもたちは大喜びをしていました。小さいからよく見えないんですけども、7、8人の子どもが乗っている戦車の写真が載っているんです。

私は自衛隊が駐屯地の開放事業を毎年やっているというのを承知しています。ただ、この紹介記事で子どもたちが喜んで戦車に乗っているという記事は、これはちょっといかが

なものかというのを感じたんです。

戦車というのは、これははっきり言って兵器であって、戦争をするまさに第一線の道具です。ですからそれに子どもたちが喜々として乗るというのは、これは、男の子なんかは鉄砲が好きだとか、戦車が好きだとか、戦闘機が好きだとかというのはあります。私も経験あります。ただ、実際に実物に触れる機会がある、展示ぐらいで止めといてもらいたいなという気持ちあります。でも自衛隊が子どもたちに、駐屯地にきた子どもたちに戦車に乗ってみますかといって乗せるということについて意見を言うつもりはありません、そのことについて。ただ、そこで行った子たちがああ楽しかったということで、親御さんがどんな指導されるのかわからないですけど、ただこれをメロディに載せて写真入りで子どもたちが喜んでいましたという報道をするのは、はっきり言ってまずいと思うんです。

これはやはり、いま話してきた平和憲法を守ろうという、そういう姿勢からするとちょっとそぐわないのではないかとこのことを思いまして、扱いが適正ではないのではないかとこのことを、市長にお尋ねをしたいということです。

それから4つ目として、障害者スポーツについてです。

8月25、6日だったでしょうか。最後の土曜、日曜の2日間で、総合体育館でピパオイカップ車イスバスケットボール全道大会というのが行われました。今年は第7回の大会です。

それで、この美唄でこの全道大会を行うことの評価について、あるいはあわせて市長の

大会についての思い、そういうものをお聞きしたいと思います。

それから2つ目は市民参加の現状ということでお聞きをしたいと思いますが、はっきり言って開会式が土曜日の午後からやったんですけれども、観覧席、スタンド、あそこいわゆる一般市民の方の姿はまったく見えなかったんです、関係者だけでした。

私はこの車イスバスケットボールをずっと7回続けてやってきたのは、バリアフリースピリットというボランティアグループです。そこのメンバーの1人ですけれども、それですと最初の大会から見てきているんですけれども、今回は本当に少ないなという感じで、グループの人ともちょっと話し合いをいたしました。

それで、実は小、中学校、高校等には全部大会のポスターを配布して、貼っていただくということをあらかじめお願いをしております。それから市のいろいろな機関にも貼っていただいています。それから北海道新聞も予告記事を書いていただいたんです。でもやっぱりなかなか一般のお客さんが見にくるというところまではいかないんですけれども、これらちょっと寂しいかなというので、このことについてもお考えをお聞きをしたいと思います。

それから今年第7回大会ということで、全道大会ということでちょっとお話ししましたが、中身をちょっと補足しますと、函館から東は根室、釧路にもありますけれども、8チームが参加しているんです。これ全国大会につながる大会でして、去年までは美唄にもチームがあったんです。労災のリハビリの作

業所に車イスバスケットチームがあって、地元チームが勝ったこともありますけれど、ちょっと人数が減ってしまって、今年はチームがなくなりました。それでも全道から8つのチームがやってきて頑張っています。

それで、大会を継続してやっていきたいという気持ちを持っています。選手の方々もそのことをあてにしていると思いますから、それらについて、市はもちろん主催ではないですからそのことの考え方があればお聞きをしたいと思います。

それから最後に教育行政についてお尋ねをします。

まず1つ目は、義務教育の水準維持についてということで、大変財政状況は厳しい状態になってきておりまして、教育予算についても厳しいものがあるということ、これは前にも申し上げたことがあります。基準財政需要額が満たされた状態になっているのかどうかということをお尋ねしたい。

それから大分前は父母負担の軽減についてということで何度か議会でも議論をいたしましたが、父母負担の状況がどんなふうになっているか、そのこともあわせてお尋ねをしたいということが1つ。

2つ目として、改正教育基本法の具体化についてということでお尋ねをしますが、これは昨年12月に改正教育基本法が国会を通りました。強行採決で成立をしました。

その後、これの具体化ということで、教育再生会議が議論を、安倍さんは教育再生会議を置いて、そこでの議論をしてもらって、それを受けて中央教育審議会が審議をし、中教審が出した答申に沿った法改正を国会に提案

をして、これが衆議院、参議院と通って成立をした。教育3法と言われるものです。そういう経過があります。

若干そのことに触れたいと思いますが、教育3法案が衆議院で可決された際の北海道新聞の社説は、国の学校支配が強まるというタイトルで、教育への危惧を書いていました。そこで指摘されていたのは、教員免許法改正で10年ごとの更新になる。それから学校教育法の改正で副校長、主幹などの管理職が新設される。そして文部科学大臣には教育委員会への是正指示権が与えられる。これがその3法の柱です。

教師、学校、教育委員会を、国を頂点とするピラミッド型に再編することが狙いだ。教育基本法改正とあわせ、学校現場への国の管理を徹底するしめをつくろうということだ。こんなふうに、北海道新聞は問題指摘をしています。

法案の内実は、子どもと向き合いながら育てていく対策とはどうも言えない。子どもを視野の外に置くような法改正では教育の再生にはつながらないとも言っております。

たまたまこの新聞の裏側に、この3法が通ったということで法政大学の尾木先生という人の談話が載っていました。この人は中学校の教師の経験もある人ですが、学校現場では先生同士の共同や協力が必要になる。副校長や主幹を設けることで学校現場が分断される。さらに学生は教員免許更新制で身分が不安定になることを心配している。この改正では教員の質が向上するどころか優秀でやる気のある人材が集まらなと指摘をしています。

それから国際基督教大学の藤田という先生

は、文部科学大臣の権限が拡大した。国が具体的な教育内容に踏み込み統制できるようになるという危惧を語っておられました。

この教育3法も、強行採決で成立をしたわけでありまして、全部でこの通常国会では14の法律について強行採決での成立というのが行われた。これは前代未聞の強引な国会運営だと言われております。これはご存知のとおりです。

私は教育長にお尋ねしたいのは、安倍さんは先週辞めたんです。辞め方が異常でした。さっき言いましたように、インド洋での給油活動のできる見通しが立たない。したがって、自分が辞めることで状況を打開したい、こういう記者会見での発言でした。そのあといろいろな人が翌日の新聞あたりで論評が載っていましたけれども、あれが本音ではないのではないか。その後体調が悪いという話が出てまいりまして、それからたくさんの方が言っていたのが、国民への謝罪の一言もないという、そういう指摘もありました。

あの安倍総理が陣頭式で一番先に通したのはいわば教育基本法、改正教育基本法です。12月15日に参議院の本会議で可決になりました。これは臨時国会です。その後ことしになって通常国会でまたどんどんそれをやったわけです。そして教育再生会議を設けて、その改正教育基本法の具体化ということでこの教育3法というのが出てくるという、そういう流れになるわけで、ですからこれがこの法改正がなされたことによって、今度はその改正法の具体化がどんどん現場へ下りてくるということになるわけです。地方教育委員会がそのことを学校現場で具体化をするという役割

を担うわけです。

私は教育長にお尋ねをしたいのは、安倍さんが推し進めたさまざまな政策というものは、7月の参議院選挙で多くの国民からノーというそういう判断をもらったんです。ですから、あの方がお辞めになった一番の原因はそこにある。自らよしと思ってどんどん進めた政策が、国民の審判によって否定をされたということです。ですから、本来であればあの強引な国会運営で決めた法律は全部振り出しに戻すということで、もう1度審議し直すぐらいのことやってもらいたいと思うんですけども、法律はそうはいかないかもしれません。決まったものは決まったものだ。でも、決まったものは決まったものだからということで、これが学校に下りてくるということになって、被害を受けるのは子どもたちですから。

ですから教育委員会ではぜひこれは経過から言って適切な審議をなされて下りたものではない。選挙では国民からノーを突きつけられている内容です。したがって受けるわけにはいかないという、そういう大英断の判断をぜひ出していただいて、美唄市教育委員会としては受けられませんとこういう判断がなされてもいいのではないかと、それは、私は拍手喝采をしたいと思うんです。多くの美唄市民も同じ気持ちではないかと思うんですけども、そのことはいかがかお尋ねをしたいということです。

●議長林 国夫君 市長。

●市長桜井道夫君 米田議員の質問にお答えします。

はじめに、自治体業務の電子化推進について、「行政手続き等における情報推進の技術の

利用に関する条例」についてであります、条例に基づく電子申請の利用につきましてはございませんが、申請書等のダウンロードについては月に数件単位で利用いただいております。

担当課の対応体制につきましては、従来の書面による申請と同様の体制で行うこととしております。

また、行政手続きオンライン化法につきましては、法令に根拠を有する行政手続きに関してオンラインでも可能とすることにより、利便性の向上と行政運営の簡素化・効率化を図ることを目的としております。

行政手続きオンライン化法と本市の条例との関係につきましては、行政手続きオンライン化法では行政手続きの根拠が法令にあるものを対象としており、本市の条例では行政手続きの根拠が本市の条例や規則などにあるものを対象としております。国の手続き、市の手続きに関してはそれぞれ規定を整備し、オンラインでも手続きを可能とすることにより利便性の向上等を図っているところであります。

次に、介護保険について、現状と問題点についてであります、介護保険法の改正に伴い、在宅サービスを受けている軽度者には支給限度額の見直しや予防重視型のサービスに内容が切り替わりました。また、施設利用者については居住費、食費が保険給付外となり、自己負担となったところでございます。

軽度者への新予防給付サービスにつきましては、市が設置しました地域包括センターにおいて、本人が持っている能力を生かした生活が続けられるよう、適切なケアマネジメン

ト業務を行うとともに、制度の説明を行うなど定着に努めたところであります。

なお、施設利用者の居住費、食費については所得に応じた負担軽減策が設けられたことから、大きな混乱はなくご理解いただいたところでございます。

次に、市内介護保険事業者の経営につきましては、いずれの事業者も介護保険制度開始時期から継続したサービスが提供できている状況となっております。

介護事業に従事する正規、非正規職員につきましては、市内の居宅介護サービス事業所に勤務されている方々の総数は182名、正規、非正規職員の比率は約50%ずつで、その中で訪問介護に従事する職員では正規職員は20%、非正規職員は80%程度とお聞きしております。

また、各事業者における職員の年間の定着率は90%程度と伺っており、一定のサービスが継続的に提供されているものと考えております。

次に、介護保険のこれからについてですが、今後ますます高齢化が進む中で、高齢者の皆さんが住みなれた地域でいつまでも健康で安心して生活していただけるよう、身体状況の改善や維持を目指す介護予防事業に引き続きとり組むとともに、明るく活力のある超高齢社会を築くための不可欠な施策としてその充実が求められております。

こうした考えから介護保険が維持可能な制度として確立できるよう、国による介護給付費負担の適正配分や、低所得者に対する介護保険料や利用料の統一的な負担軽減策等に関しまして、全国市長会等を通して引き続き要望してまいりたいと考えております。

次に、市政における平和憲法の具体化について、日本国憲法についてであります。日本国憲法はその3大原則の1つとして平和主義を規定しており、戦争を放棄し、国際平和を希求し、恒久平和を願うことを理念としております。

美唄市においても、昭和60年には核兵器廃絶平和都市宣言を行い、また、まちづくり基本条例において「平和の希求」を掲げているところでございます。

次に、市民の中に平和への意識を高めるための努力についてであります。戦没者へのご冥福と世界恒久平和を願い、6月には美唄市戦没者追悼式を行っており、また、平和記念行事として広島、長崎に原爆が投下された日及び終戦記念日に黙祷をささげるよう、市職員はもとより広報メロディを通して市民にも周知をしているところでございます。

また、図書館では8月の一定期間、平和図書コーナーを設け、平和、戦争などに関する図書、パネルの展示やビデオの貸し出しを行っているところでございます。

今後とも平和への意識を高める取り組みに努めてまいりたいと考えております。

次に、広報メロディ8月の写真についてであります。6月24日に実施された美唄駐屯地創立30周年記念行事は、自衛隊への理解を深めるとともに、駐屯地と地域との融和を図ることを目的として開催されております。

この写真は、記念行事の一環として市民に美唄駐屯地を一般公開したときの一コマとして掲載したものでございます。

次に、障害者スポーツについて、車イスバスケットボール大会についてであります。

この大会は次年度の全国障がい者スポーツ大会の北海道ブロック代表選考会も兼ね、障がいを乗り越えた選手の皆さんが全道各地から集まり、バスケットボールというスポーツを通じ観る方に感動や勇気を与えていただき、ノーマライゼーション社会の実現に大変大きな貢献されているものと考えているところでございます。

また、この大会が開催地である美唄市にちなみ「ピパオイカップ」という名称で市民組織であるバリアフリースピリットの皆さんが中心となり、平成13年から毎年本市で開催されており、ご尽力いただいている関係者の方に感謝しているところでございます。

次に、市民参加についてであります。集客につきましては広報紙「メロディ」への掲載や、市ホームページによる周知などにより大会開催の意義を十分に理解していただき、1人でも多くの市民の方々に観戦していただけるよう、引き続き支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、大会の継続についてであります。この大会は第1回大会から市民組織である「バリアフリースピリット」の皆さんが手づくりで企画し、運営されていることに対しまして、市といたしましても市民協働のまちづくりを進める上で、市の地域資源として大きな力となっているものと考えているところであります。また、この大会を開催することにより、障がいのある方々に対し、地域社会での自立と社会参加への意欲向上に大きな役割を果たしているものと考えております。

今後もぜひ美唄での開催について、回を重ねていただき、ノーマライゼーション社会の

実現に向け、その一翼を担っていただきたいと考えているところでございます。

●議長林 国夫君 教育長。

●教育長村上忠雄君 米田委員のご質問にお答えいたします。

はじめに、教育予算についてであります。普通交付税における基準財政需要額につきましては、小中学校の児童・生徒数、学級数及び学校数ごとに積算されておりまして、内訳といたしましては学校の維持管理費や公務補の人件費、スクールバス運行費、災害対策費等が標準的な経費として算定されております。

このうち小中学校費に係る基準財政需要額と予算額との関係につきましてはほぼ同水準にあり充足している状況にあるところでございます。

次に、学校における経費の保護者負担についてであります。今年度においても学校予算の配当は、内容的に非常に厳しい状況にありますことから各学校に対し、消耗品等の節約や使用に際しての工夫の徹底をお願いし、安易な保護者負担への転嫁とならないようお願いをしてくれているところであります。

学校現場における苦しい状況は理解しておりますので、学校との連携を密にしながら教育活動が円滑に進められるよう、今後におきましても対応してまいりたいと考えているところでございます。

次に、改正教育基本法の具体化についてであります。改正教育基本法は「人格の完成」や「個人の尊厳」など、これまでの教育基本法に掲げられてきた普遍的な理念を継承しつつ、時代の変化に対応した新しい時代に相応しい教育の基本理念を明示したものであると

受け止めております。

ここで示されている教育の目的及び理念は、わが国をめぐる大きな状況の変化に伴うさまざまな課題に対応するための、いずれも極めて重要なものであると考えており、今後におきましても引き続き子どもたちの豊かな人間性や社会性を育む教育の推進に努めていきたいと考えているところでございます。

また、今年6月成立のいわゆる教育3法における学校教育法につきましては、教育基本法の改正で示された新しい教育理念を踏まえ、改正教育基本法と学習指導要領等をつなぐ役割を有しているものであり、また地教行法につきましては、教育基本法の改正及び中央教育審議会の答申等を踏まえ、教育委員会の責任体制の明確化や体制の充実、教育における地方分権の推進や国の責任などについて国会審議を経て成立したものと受け止めているものでございます。

教育委員会といたしましては、今後におきましても本市の児童生徒が知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した人間となるよう、地域の特性を生かした継続性のある教育行政に努めてまいりたい、このように考えているところでございます。

●議長林 国夫君 8番米田良克議員。

●8番米田良克議員 最初にお尋ねしました条例の問題については、私としてももう少し勉強しなければならないなと思っております。

住基ネットに関する情報保護の条例と2本あわせて6月に成立をしたわけでありまして、この業務の電子化推進ということについては、国が進めようとしている電子政府・電子自治体の推進というこの流れに沿ったものだと思

うんです。

ただ、具体的な実務に関するものということが多いようでありまして、その辺はもう少し私なりに調べてさらにまた次の機会に質問させていただこうと思っております。今日は入り口だけでとどめさせていただこうということです。

それから、介護保険の関係であります。

昨年の法改正によって新たな費用負担が出ることによってサービスが受けられなくなったという利用者はおられたか、おられなかったか、そのことを1つお伺いしたいと思えます。

それから、先ほどの答弁の中で新予防給付サービスという言葉が出てまいりましたが、その人数をお伺いしたいということです。

それから、昨年からは介護予防、介護の状態にならないための予防に力を入れる、そういう考え方が強く打ち出されたと思います。

これは、国とすれば福祉の費用がどんどん拡大していくということを何とか防ぎたいという気持ちがあったでしょうし、それから介護サービスを利用している利用者、いわゆる介護保険の適用者にすれば、考えてみると何でもやってもらうというのは、自分の体をだんだん弱めていくという部分もあるわけですし、ですからそういう要介護の状態にならないためにいろいろとやってくれる、そういうサービスはやはり進んで受けるという形で考えていくのがいいと思うんです。その考え方がこの新予防給付サービスというあれです。要支援1と2の方を対象にして行うということだと思います。

それで、1年ちょっと過ぎたわけです。た

だ、制度が変わって移っていくという時期ですから、1年とか1年半という時間がぱっと新しい仕組みが確立するまでの時間を考えるとそれは言い切れないのかもしれないですけども、新しいサービスを始めたことによる効果がどうであるかということです。それをお尋ねしたいです。

それから、地域包括支援センターという新しい組織ができて、これはお聞きすると市役所として設けているということだということなので、これの活動の評価です。それからいまの体制で今後も十分な仕事がやっていけるということなのかどうかという、そのあたりをお伺いしたいと思います。

それから次に、平和憲法の問題ですが、基本的な考え方の部分はいま市長から簡潔なご答弁をいただきましたけれど、大体そういうことかなと思います。

特に、核兵器廃絶平和都市宣言を行って、その後8月を中心に取り組みがまちとしてやられているということについては大変いいことで、これをできるだけ広げていく、幅を広げるということが大事ではないかなと思います。

ただ、最後のメロディの写真の問題ですが、たしかに駐屯地公開の1コマを載せたんですというのは、それはわかるんです。わかるんですけども、メロディに載せてお知らせをするというのは、私はちょっと適切を欠くのではないかということを申し上げたんです。ちょっとそここのところの市長の判断というのがいかなのかなというのをちょっと重ねてお尋ねをしたいと思います。

それで、今年の8月15日のいわゆる終戦記

念日、この日の北海道新聞の社説は「憲法が支える非戦の誓い」というタイトルで、普通社説は2つのテーマを取り上げますけれど、これ1本で書いています。

ちょっと長くなりますから中身の紹介はやめますけれども、現在の、先ほど私がちょっと触れたような小泉さん、安倍さんとかうきた流れでそれまでいわばタブーだったような話題がごく日常的になされるようになるということで、特に、皆さんどんなふうに思っているのかかわからないですが、防衛庁が防衛省になりました。防衛庁長官が防衛大臣になったわけです。これは単なる名前の変更ではなくて、海外勤務が本務になったというのが当時盛んに報道されました。

皆さんの理解は、自衛隊というのは敵が日本を攻めてきたときに、日本の国土、国民を守るためにあると考えていらっしゃると思います。ところが本務の中に海外勤務がある、海外活動があるというのは、海外活動というのは日本の国を守るということで、単純に考えれば、敵が攻めてきたのを防ぐんだというそういう業務とは明らかに違うんです。そういうふうに質が変わってきているということです。

一方で、いつも申し上げますが大本になる方の憲法は変わっていないんです。憲法9条は第1項、第2項というふうに厳然として存在するわけです。ところが中身でもっていわゆる解釈改憲と言いますが、解釈で憲法改正をやってしまっているというスタイルが一層すすんでいるわけです。それと、憲法改正のための国民投票法もこれも成立しました。3年間はやらないということですから、3年

経つと憲法改正議論が具体的になる。

ただ実際はもう衆参両院に憲法審査会というのを設けられて作業始まるんです。ただ改正を前提にした論議というのが3年は凍結しようという話ですから。そんなふうに憲法改正に向けた動きが、具体的な道筋がついたんです。

衆議院の憲法問題特別委員会の委員長、中山太郎さんですけど、やっぱりあの方はそのこと一筋で頑張ってくられた。非常に感慨深いものがあるという談話を出しておられます。

いままで改正のための具体的な作業というのはなされなかったのが、ここ3年ほどで一気に進んだ。特に、安倍さんになって強行に次ぐ強行で、しかも委員会の開催も委員長職権で開催する。臨時会の決定によらない、委員長職権で会議をどんどん開くという方法をとって、次々と法律の改正を強行してきたわけです。こういう流れが国の中に与える影響というのは、それは非常に大きなものがあると思います。

ですから世論調査をすると、憲法改正に賛成か反対かという、改正賛成という人がやっぱり圧倒的になってきました。ただ、9条はどうですかというふうに聞かれると、改正賛成派でも9条は手をつけないという意見の方が多いんです。

ただ、今回の7月の参議院選挙の国民の判断、これはわかりませんが、余りにも強行に次ぐ強行という国会運営に対して、やはり国民はノーという判断をしたということは、これは間違いないと思います。ですから、そういうことを私は考えていただきたい。

安倍さんが自分の任期中に憲法改正を実現するんだというふうに言っていましたけれども、あれは明確に憲法違反です。憲法99条には、天皇または摂政及び国务大臣、国会議員、裁判官、その他の公務員はこの憲法を尊重し、擁護する義務を負うとあるんです。擁護するとは守るということです。それが先頭になって憲法を変えるんだと言うのは、これはまったく間違っているわけです。ただ、誰も総理大臣は憲法違反だといって訴えていませんが。そういう意味では私も怠慢かもしれないです。そういう裁判を起こすべきかもしれないです。それほど憲法というのが粗末に扱われている、本来の持つ意味を忘れているんです。

でも、さっき言いました8月15日の北海道新聞の社説の中にこういうくだりがあります。9条のおかげで何度も命拾いをした。この言葉を言ったのは、アフガニスタンで長年、かんがい事業や医療奉仕をしてきた医師の中村哲さん、この方の言葉です。だから9条を知らなくても「戦争を仕掛けなかった平和な国・日本」のイメージがあつた、いまも戦争が行われているアフガニスタン現地でも定着しているということです。だから日本人というのは外国に対して戦いを仕掛ける人間ではない。これが60年かかって世界に広がったイメージです。高く評価されているんです、外国からは。いま一番粗末に思っているのは日本人かもしれません、憲法のことを。

だからそういうものではなくて、やっぱりもっと憲法を大事にするという考え方を、私は積極的に各自治体が国民に対して広げていこうという考え方を持つということ、いまこそ大事なのではないかなというふうに思うわ

けです。そういう意味でもメロディの扱いはまずいのではないかとことを申し上げているわけです。いま一度お考えをお聞かせください。

それから、車イスバスケットの大会についてはわかりました。答弁いただきました。

ご覧になった方、市長も教育長も大会に行っていられっしゃいますからゲームをご覧になっていますけれど、ものすごい迫力です。非常に見ていても面白いスポーツです。車イスでがんとぶつかったらころっとひっくり返りますから。ひっくり返っても、普通は誰も助けません。ひっくり返った車イス自分で起こす、選手。どうしても起こせないようなときだけ、チームのメンバーが助けるという形です。よくあそこまでやるものだというぐらい迫力があります。皆さんもぜひ来年の大会を観にきていただきたいと思います。30分で結構ですから、観ていただければというふうに思います。

それから、最後の教育の問題ですが、さっきもちよっと言いましたけれども、安倍さんが進めてきた政策が、国民に認知されたものではないということを私は強く思っています。

特に、教育に関しては、昨日も学力テストの結果公表の問題で質問が行われましたけれども、非常に教育という仕事は時間のかかる問題、テーマ、事業です。そして結果が出るまでに時間がかかるということで、そういう意味ではゆとり教育の見直しに簡単に手をつけてしまったというのがいかなものかという感じを持ちます。

それから、学校において、さっき申し上げたようにピラミッド型の体制を作って、上か

らの指示が全部下まで行き届くようにという考え方というのはやはり学校には本来なじまない、学校というのはそういうき方ではないというふうに思うんです。

ですからもっとしっかりと国民の皆さんの意向を反映する形で、法律を作り上げて、それに沿ってやっていく。そういうものができ上がるまでは、従前のスタイルで動いていって一向に差し支えはないわけです。

前から何度も申し上げていますが、美唄市教育委員会が存在することの意味は、上からいうことをそのまま全部引き受けて学校へ下ろすという、いわばトンネルの役割ではない。そこに、美唄というまちの、美唄の子どもたちを目の前に見て、どうするのがいいのかということを十分に検討し判断するという業務を市民から引き受けて仕事をしているわけです。付託をされているわけですから。ですから法律になったんだから、ということでその内容は全部正しいという考え方でやられるというのはいかなものかということで、ぜひ懸命で慎重な判断、そして行動ということをぜひお考えいただきたいと思うわけです。その点についてお尋ねをいたします。

●議長林 国夫君 市長。

●市長桜井道夫君 米田議員の質問にお答えします。

法改正によるサービス利用者の状況でありましたが、施設入所者につきましては保険給付対象から除外されたことによりまして、食費、居住費の負担が生じましたが、低所得者対策が講じられたことで新たな負担増により施設を退所された事例はございません。

次に、要支援1、2と認定されている人数

は、8月末で486名で予防サービスを利用されている方は307名となっております。サービス利用者の多くの方々は、予防サービスによりまして介護状態の維持や悪化防止が図られているものと認識しております。

また、地域包括支援センターにつきましては、専門職が中心となり新たな地域ケアシステムの拠点として充実を図ってきたところであり、今後も関係機関や事業者との連携を深めながら、高齢者支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、広報メロディの記事でございますけれども、記念行事で行われた状況を市民の皆さんにお知らせするために掲載した一コマであります。市としましては特別な意図はございません。平和憲法に関する基本的な考え方は先ほど申し上げたとおりでございます、今後とも平和への意識を高める取り組みに努めてまいりたいと考えております。

●議長林 国夫君 教育長。

●教育長村上忠雄君 米田議員のご質問にお答えをいたします。

改正教育基本法についてであります、義務教育は憲法第26条を受けまして、公教育として全国的に一定の教育水準を確保し、平等に教育を受ける機会を国民に保障するための制度でございます。

いま内外ともに変化の激しい時代であるからこそ、「人格の完成」と「国家・社会の形成者」の育成を担う義務教育の役割は、ますます重くなっているものと受け止めているところでございます。

教育委員会といたしましては、今回の地教行法の改正に伴います「教育委員会の責任体

制の明確化」や「体制の充実等」の趣旨を踏まえ、よりその責任と役割を自覚し、地域の状況に応じた最適な教育を行うことができるよう、努めていかなければならないものと考えているところでございます。

●議長林 国夫君 8番米田良克議員。

●8番米田良克議員 介護保険の部分、これはわかりました。

それと、今回いろいろお聞きをしてみてもかったのは、要支援1の前の段階、だからいわゆる介護サービスの対象とならない段階から、介護予防事業、これの対象になる方々を拾い出して、要支援までいかないようにするというのも業務としてやっておられるということをお聞きしました。

これは、從來ない発想かなと思ひまして、だからこれはぜひそうすることによって元気な市民が、いまの元気を何とか持ちこたえていく、維持していく、もっと元気になればなおいいんですけれども、そういう事業として頑張っていたくという部分は、ぜひ期待をしたいと思うんです。

やはり、なんでもそうですけれども、事業は人でして、今回で言えば地域包括支援センターで頑張る方々の仕事ぶりというのが大きく利用する方々へ及んでいくと、その仕事ぶりが。それから第一線のヘルパーさんたちの仕事が介護を受けなければならない方々を支えていくわけです。ですからそういう部分で市長を先頭に、福祉の美唄というものをぜひ充実させていただきたいということをお願いしたいと思います。

やっぱり最近特に思いますのは、自分がいつ介護を受ける状態になるかわからないとい

うことです。そういう年令にだんだん増えてきたんです。だから考えることが切実です。だからパンフレットを見て値段はどのくらいかというのを試算してみました。施設入所するとしたらどれだけ金がかかるのか。自分の年金で間に合うのかどうかとか。

だからそういうふうに、本当は考える方々がもっと増えてくるということで、介護保険制度の重要性、そういうもの市民の認知をもっと得ていくというふうになるのかなというを感じています。頑張っていたきたい、と思うんです。それはちょっとご意見を申し上げただけ。

それから市長のメロディの写真の話。憲法についてはこう考えるというのはまったく私は、異議はないです。細かく話し合えば違うところがあるかもしれません。基本の押さえとしては間違っていない。

ただそれからするとやはり子どものうちから平和の大切さ、そういうものをしっかり受け止めて、自分のものとしていくということが大事。だから、やっぱりどこの家でも、どこの地域でも、美唄中どこでも、美唄市民がみんなそういう考え方で子どもたちを育てていくとなれば、物事の決着はお前最後は腕力よというような、そういう考え方にならない人たちで、美唄ができ上がるということになる、そういう意味で、私は行事のスナップだからということでの説明では、他意はないということでしたけれども、他意があったら大変です、そういう意味ではぜひ適切な判断をそこに、考え方をベースにした適切な判断をぜひお願いをしたい。要望です。

それから教育長の答弁の責任と役割を自覚

して、地域に最適な教育を行うんだという、そういう気持ちであたっていきたいと、そのことに私は期待をしています。ぜひそういう意味では頑張ってもらいたい。不当な圧力には屈しない、これは教育基本法からなくなってしまいましたから。教育委員会にしかしそれは生き続けているという期待をしたい。そのことが大変大きなよりどころになっていくというふうに思うんです。

ちょっと余分なことを申し上げましたけれども、そのことをお願い申し上げて、終わりにいたします。

●議長林 国夫君 以上で一般質問を終わります。

●議長林 国夫君 これをもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 3 時 22 分 散会